

●香川県監査委員公表第13号

令和7年6月27日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年9月2日

香川県監査委員 白鳥 一雄
同 武田 宏之

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 太田 安由美

高松市 渡辺 智子

2 請求書の提出

令和7年6月27日

3 請求の内容

（以下、令和7年6月27日付けで提出された住民監査請求書の原文の記載に即して記載する。）

（1）香川県知事に対する措置請求の要旨

香川県知事が令和5年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

（2）措置請求の理由

ア 香川県議会政務活動費をめぐる状況

請求人らは、香川県議会においてすべての領収書添付が義務付けられた平成25年度分以降、毎年度、住民監査請求を行っている。平成25年度分については住民訴訟の結果、2021年4月には県議23人に計約970万円の返還を命じる高松地裁判決を勝ち取った。県は控訴したもの、同年12月に控訴を取り下げ、議員らは公選法違反であるとして刑事告発された政務活動費支出分もあわせて、約2,000万円を県に返還した。

この過程で香川県議会は政務活動費マニュアルを改訂し、今回の監査請求対象である2023年度分からはインターネット公開も始まったが、県民への説明責任をきちんと果たするという姿勢は見られないままである。

監査委員が長年にわたって強く透明化を要望してこられた会派共同政務活動費は、A41枚の収支報告書に議員別の負担額の一覧表が付いているのみで、支出の裏付けとなる領収書類も、会派としての視察報告書も、開催した勉強会の詳細も全く明らかにされていない。ブラックボックスの状態は変わっていないのである。

今回も会派共同政務活動費の使い道を証明する領収書公開を拒んだのは、自民党の2会派である。自民党は国政レベルでも違法・不正な政治資金の使い方が追及され続けているし、地方レベルでも、東京都議会自民党は約3,500万円の収入を政治資金収支報告書に記載しなかったなど、全国的に「自民党の政治とカネ」の不正が指摘されている。一番あやしいといえる会派共同政務活動費の領収書を公開しないのでは、政務活動費の「インターネット公開」の意味がない。

監査委員として、会派共同政務活動費の具体的な領収書公開を強く求めるべきである。また、多くの文書が議会事務局の確認後、議員に返却されるため、公表対象はおろか情報公開

制度による公開の対象にさえなっていないことなど、極めて不十分なものである。

さらに、整理番号を付すことになっているにもかかわらず、多くの議員が整理番号を付さないまま提出していたり、領収書類をことさら小さく縮小コピーして内容が容易に読み取れないようになっていたり、乱雑な手書きで報告書の読み取りが困難になっていたりなど、できるだけ県民の目に触れないようにしているのではないかとさえ思わざるを得ない。広報誌や県外調査報告書などについて政務活動費マニュアルが求めている説明事項さえきちんと記載していない議員も多い。

監査委員としてこれらの問題を指摘し、加えて、整理番号なき書類・HP上で領収書の金額が読み取れないような書類は受け取らないこと、乱雑すぎる手書き報告書や横向きに領収書を貼っている書類は修正を求めるよう、議会事務局に指示すべきである。

また、他議会で問題になっているが、政務活動費を使ってクレジットカードのポイントを貯めたり、航空券のマイルを貯めたりする問題も起きていることが伺われる。これらに関しても政務活動費マニュアルの見直しが必要である。

政務活動費の問題はいわば、今、多くの国民の批判を浴びている「政治とカネ」問題の地方版であり、税金の使途をチェックする議員の基本姿勢に関わる問題である。政務活動費を巡る不正事件が各地で起きているが、このような問題が香川でも起きることのないよう他県の事例の判決なども踏まえて厳しく監査して頂くとともに、改訂政務活動費マニュアルの不備を早急に改めることを議会に求めて頂きたい。

また、請求人らがかねて求めているように議会選出の監査委員に代えて、弁護士会からの推薦者など法律の専門家を監査委員に加える改革の必要性を改めて訴えたい。

イ 支出の査定基準

議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば、「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、政党活動、選挙準備活動の要素もある。

従って、個々の議員の一つひとつの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

①当該支出に係る活動の全体が、「政務活動」に係る支出として適切と判断されるものは全額認め、

②当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認めず、

③当該支出に係る活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては^{あん}按分率50%で認めとする。

④車のリース料については、岡山市議会の政務活動費について、「個人資産形成につながる自動車リース料を政務活動費から支出することは違法」とする判決が2020年9月10日、広島高裁岡山支部において下されたため、令和元年度分政務活動費の監査請求より追加したも

のであり、全額を認めない。

ウ 査定の結果

上記の一般基準に基づき、香川県議会議員が令和5年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書等に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の記載の支出は、適切なものと認められない。

(ア) 自家用車のリース料（否認額4,212,637円）

自家用自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後または途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところである。ほとんどのすべての議員が自家用車を所有し、日常的に使用している本県では、新たに政務活動のために車をリースする必要性はない。

改定された香川県議会の政務活動費マニュアルでは、「リース会社側の事情により契約書（契約約款等を含む）に明記できない場合は、所有権移転を行わない旨をリース会社に申し出た書類が必要」とあるが、そのような書類には全く法的実効性がなく、所有権が移転されないことを担保するものではない。また、再リース契約をすれば、その車に乗り続けることもできるのであり、実態はローンで購入したのと変わらない。

徳島県議会や岡山県議会などのように政務活動費マニュアルで車のリース料支出を認めていない議会もあり、また、規定がなくても車のリース料支出をしていない議会も多い。厳しい県財政のもと、4年間で車が購入できるような多額の政務活動費を支出可としているマニュアルは根本的に見直し、車のリース料支出そのものを禁止すべきである。よってイ支出の査定基準④に述べた通り、自家用自動車のリース料は、13名の議員の総額4,212,637円を否認する。

(イ) 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出（否認額7,051,661円）

これまでの住民監査請求結果における「議会に対する要望」で、監査委員は長年にわたって「会派に政務活動費が交付された場合は、収支報告書等の提出を求められていることとの均衡上、会派等の収支報告書等の提出について前向きに検討し、透明性の確保に努められたい」と要望しておられるにも関わらず、前述の政務活動費マニュアル改定においてもこの点は改善されなかった。公表されるのは費目ごとの収支報告書のみで、領収書等の証拠資料を提出しないのでは、ブラックボックス状態のままである。

会派への支出は、議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分する必要がある。会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められず、全額を否認する。

(ウ) 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費

（否認額916,032円）

政務活動費マニュアルの見直しによって、調査研究費や研修費を使った視察等について、どこに行って、誰に会い、どのような調査をし、どのような成果があったか、を報告することが求められている。県外調査等報告書には、「視察調査の面談者、研修、講演会等の

講師、要請陳情の相手方の職・氏名を記載すること」となっているが、松原哲也議員の報告書にはこれらが全く記載されておらず、報告事項は行かなくても書けるような抽象的な記述に留まっている。また、訪問先の数や場所に比して長い日程を取っている。

岡野朱里子議員の視察報告は乱雑な手書きで県民に報告するという姿勢が感じられない。また、同じ研修会に参加した他の議員の航空券代が53,000円であるのに対して、岡野議員の航空券代は86,640円（政務活動費充当額は74,000円）と高額なものであり、航空会社のマイレージをより多く貯めるためではないか、とさえ疑われる。

天雲千恵美議員の陳情要請費を支出したパリでの「Festival international culturel Franco-Japonais」参加等は、報告書で「インバウンドにつなげることができた」などと訪問が有意義であったことを強調しているが、政務活動費を支出するだけの費用対効果があるとは到底思えない。知事のメッセージは議員が行って代読せずとも、参加の香川関係者が必ず代読するであろうし、議員の海外視察の際のお決まりの訪問先、JETRO Parisや在フランス日本国大使館、日本政府観光局パリ事務所などもわざわざ訪問せずとも、Zoom等でやり取りが可能だからである。

議会として議員を海外派遣する場合は議決が必要で、事前に情報が公表されるが、政務活動費を使つての海外視察（陳情要請）は議会の議決を経ないため、海外視察への県民の批判を恐れる議員たちが今後、政務活動費を使つて安易な海外視察を行う可能性がある。香川県自民党県政会による台湾視察もその一つである。

監査委員におかれては、こうした政務活動費の使途について、香川県（県議会）が受け入れた2021年12月24日の高松地裁判決（平成29年（行ウ）第14号不当利得返還等請求事件）の、以下の重要な判決内容に沿って、厳しく監査していただきたい。

「議員が有名な観光スポットを視察してその知識素養を深めること」「それは本来議員が自ら研鑽に努めるべきもの」（判決文77頁など）で、公費を使つてはならない。「ミラノ日本国総領事館訪問については」「派遣目的との関連性がありそうな視察日程として一応、組み込まれたものにすぎず」（76頁）そういう視察に公費を使つてはならない。

2016年8月9日のニューヨーク日程について、「実質的には観光というべきもので」「議員の知識ないし素養の向上は議員が個人的に研鑽を努めるべきもの」（30頁）だから、公費を使つてはならない。同年9月の別の視察団のサンパウロ日程は「観光とは大差ないもの」で、ドバイ日程も「実質的には観光というべきものであるし」「議員の知識ないし素養の向上は本来議員が個人的に研鑽に努めるべきもの」（45頁）だから公費を使つてはならない。2017年のマドリード・トレド・リスボン・パリの4日間の視察日程はすべて、「単に、観光して「見た」というのと違いはなく、同日の各視察の内容は、自由時間も含めて、実質的には観光視察に名を借りた観光であるから」（61頁）公費を使つてはならない。2017年6月1～9日の海外視察すべては、「全体として、実質的には海外視察に名を借りた観光であったといえるから、派遣目的との関連性・合理性はなく、議員としての「職務を行う」ものということとはできない」（77頁）から公費を使つてはならない。（以上、2021年12月24日高松地裁判決より引用）

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等（否認額2,332,977円）

各月の走行距離から1kmあたり37円を申請している。その場合、申告した走行距離はあくまで自己申告となっており、香川県議会政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、

走行距離を記入する「政務活動費走行台帳」（参考様式第4号）の作成を求めているが、それらは公開されていない。前述したように議員に返却されるため、情報公開の対象ともなっていない。何の目的でどこに行ったのか不明である以上、全額を政務活動費から支出することは認められず、2分の1を否認する。

（オ） 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明なもの
（否認額16,193,077円）

支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうか確認できず、勤務実態を証明するものがなく不明であることから、全額適法な支出と認められない。何人かの議員について県民から勤務実態がないのに人件費を支出しているのではないかという指摘が寄せられている。

鳥取県議会では、人件費の支払い先の個人名が黒塗りされるとチェックができず、税金で親族に人件費を払っているのではないかと、という県民の誤解を招かないよう、より透明性を高めるために個人情報黒塗りを廃止している。

香川県議会も人件費支払先の黒塗りを廃止すべきである。一部の会派からは、人件費の支出先を公開しても差し支えないという声も出ている。人件費支出先の情報が県民に明らかにされれば、県民の多くの目で支出の適否がチェックされるため、違法不当な支出を防げるはずである。

（カ） 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの（否認額11,185,481円）

主に、広報紙作成費、事務所費（光熱水費も含む）に係る経費等の支出である。これらは、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もある。

2022年12月21日の仙台高裁判決（仙台市が最高裁に上告しなかったため確定）は、広報誌の発行費用について「市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面がある一方、選挙や後援会活動としての効果も併せ持つ」と指摘し、「議員活動と選挙、後援会活動など明確に区別できない場合、規定に基づき『2分の1』の支出が上限になる」と判断して、約4,600万円余の返還を命じた。

私たちがこれまで同様の考え方により発行費用の2分の1を超える支出は違法と指摘してきたが、認められなかった。この仙台高裁判決に基づく監査が行われることを求める。

前述した通り、改訂された政務活動費マニュアルは広報誌等の作成・配布の詳細等を記載することを求めているが、これらを記載していない議員も多いのも問題である。

事務所費については、谷久浩一議員、宮本欣貞議員、小泉敦議員が、政務活動専用の事務所であるとして、全額を政務活動費から支出しているが、議員の活動は政務活動とそれ以外の活動が混在しているため、政務活動以外を一切行わないというのはいりえない。したがって2分の1のみ認めるものとする。

政務活動費マニュアル（平成29年度2月策定）は、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りではない。」としているにも関わらず、これまでの監査結果では、議員の説明や賃貸借契約書の記載内容のみをもって「専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は一定の合理性を有している」としてきた。これらは「実績の証明」とは到底言えず、監査のあり方として大いに問題がある。

事務所費についても、領収書や事務所の使用実態のわかる文書をインターネット公開す

ることによって、多くの県民の目でチェックできるようにする必要がある。

(キ) その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの

(否認額1,333,841円)

天雲千恵美議員は、事務所の電気代72,484円（2分の1按分済み）を計上しているが、事務所家賃を支出していないので、自宅の電気代の可能性がある。自宅であれば、私的な利用が含まれているはずなので、2分の1の按分では不適切である。また、固定電話の他に、ドコモとソフトバンクの2台の携帯利用料金107,661円（2分の1按分済み）を計上しているが、2台分の携帯利用料金を計上するのは不当である。

友枝俊陽議員の広聴広報費249,150円は、年度末の3月28日に各10,000枚ずつ印刷したとして、2つの印刷業者に支出したものであるが、政務活動費マニュアルが求めている印刷物に関する詳しい説明は全くない。2つの事業者に発注するというのも極めて不自然であり、不当な支出である。

松岡里佳議員は、事務所費として電気代77,083円（2分の1按分済み）を計上しているが、事務所家賃を支出しておらず、HPで確認すると事務所は自宅を兼ねていると思われる。自宅であれば私的な利用が含まれているはずなので、2分の1の按分では不適切である。

松原哲也議員は、事務費として名刺印刷代27,000円（2分の1按分済み）を計上しているが、支出先は自らが経営する会社であり、印刷単価も他の議員に比べて高額であり、印刷枚数も極めて多い。これまでの監査請求では、名刺代の支出については条例やマニュアルに制限する規程がないとして、問題なしとされたが、政務活動費マニュアルのさらなる見直しに際しては、自己の関係する企業からの物品購入等に関しても規定を整備することを求めて頂きたい。

五味伸亮議員は、広聴広報費として2月29日、3月31日にチラシ資料作成委託料として計60,000円を支出しているが、その内容についての説明が全くない。年度末の駆け込み支出の可能性が極めて高い。

三木由美子議員は、資料購入費として書籍代4,111円を支出しているが、「衆鱗図 第四帖」は香川ゆかりのものであるとはいえ、政務活動に必要な物とは認められず、「心の動かし方」は著者が志度高校OBとはいえ、自己啓発本の一種であり政務活動に必要な物とは認められない。また、同議員は事務費としてiphone14の購入費71,771円（2分の1按分済み）を計上している。確かに政務活動費マニュアルは15万円以下の携帯電話の購入費も認めてはいるが、パソコンと違い、誰もが通常所有し議員活動以外でも日常的に使用するものであることを考えると、政務活動費の支出対象とは認められない。マニュアル改訂の際には車のリース料同様、規程の見直しが必要である。

森裕行議員は資料購入費として56,466円を計上し「考古学ジャーナル」購読料、「正伝 出光佐三」「海賊と呼ばれた男 出光佐三の生き方」を購入しているが、これらは、個人の趣味・興味による購入であり、政務活動に必要な物とは認められない。

宮岡陽子議員は、「政務活動補助者の携帯」であるとして事務費25,631円（2分の1按分済み）を計上して、ユーキューモバイルと楽天モバイルの2台の携帯利用料金を支出している。このように「政務活動補助者の携帯」料金まで政務活動費から支出する例は見たことがない。誰が使っている携帯かわからず、家族の携帯料金ではないか、という疑念さえわく。さらに同議員は毎月の人件費支出計550,000円（2分の1按分済み）の他に5月

3日、5月4日、5月5日、5月7日に「政務活動補助」として計48,000円（按分なし）支出しているが、その内容は全く不明であり不当な支出と言わざるをえない。

小泉敦議員は、事務所費として事務所家賃計696,000円（2分の1按分済み）を支出しているが、2023年5月から2026年3月までの11ヶ月で12ヶ月分の家賃を支出しており、1か月分は不当な支出である。また、10月15日に2件の人件費計200,000円を支出している他、毎月の人件費支出の他に1月から3月の間に計276,484円の人件費を支出しているが、これらは極めて不自然な支出である。これらの支出の結果、収支報告書の支出合計は3,302,344円となっており、残額の返還を免れるための駆け込み支出とも見える。ちなみに10月15日は小豆島で秋祭りが行われている時期であり、以前は「意見交換会費」として支出されていたが、今は認められなくなった祭りの祝儀として支出されたものである可能性も否定できない。このように人件費の支出先が黒塗りになることで不当・違法な支出の隠れ蓑^{かぶさ}にされている可能性を考えると、政務活動費のさらなる改訂にあたっては、人件費の支出先の公開がぜひとも必要であることが明らかである。政務活動費マニュアルを再改定し、このような不透明な状況を改善することが必要である。

エ 香川県議会の令和5年度政務活動費の支出と不当利得

以上の結果、各議員が令和5年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄に記載した支出は、「香川県議会政務活動費交付条例（以下、「条例」という）」第2条に違反しているので、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の支出は違法・不当である。

「条例」第12条第1項は、「議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない」と定めている。しかるに、上記記載の不適正支出金額は、「条例」第2条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第12条第1項にいう「残余」にあたる。

よって、香川県知事が各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実^{じじつ}に該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

監査委員におかれては、香川県議会の政務活動費の支出が効率的かつ効果的なものになり、その成果が県民に還元されるものとなるよう厳正な監査を行うとともに、今回指摘した問題点を踏まえ、さらなる政務活動費マニュアルの見直しを議会に対して強く求めて頂きたい。

(3) 添付書類

（以下の書類については省略をする。）

- ア 令和5年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表
- イ 証拠書類各写し 各1通

4 請求書の補正

（以下、令和7年7月25日付けで提出された住民監査請求書の補正についての原文の記載に即して記載する。）

(1) 補正の要旨

- ア (3(2)ウ(ア)の)「自家用車のリース料」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

自家用自動車のリース料が政務活動費の使途として不適切である点については、監査請求書記載の通りである。令和元年度から6年度までのリース料を議員別に合計すると、例えば大山一郎議員は3,412,482円であり、花崎光弘議員は3,162,352円である。このように車が一台購入できるほどの支出を認める合理性はないため、自家用自動車のリース料を認めていない都道府県議会も多い。また、リース契約に「有償・無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」という項目が入っていたとしても、議員の任期満了後に所有権の移転が行われないう保証はない。リースした車を議員本人でなく家族が私的利用をしている、という目撃情報も複数寄せられている。

公職選挙法違反の「選挙区地元集会での政務活動費バラマキ」さえ自己正当化して、長年、違法な支出を続け、裁判で負けず高松地検から指弾されなければ今なお違法支出を続けているであろう県議が、香川県議会の多数を占めている。そういう県議が主導して現行の「政務活動費マニュアル」を作っている以上、その内容には不合理で非常識な支出を認めてしまっている文章がまだまだ残っている。

徳島県議会の「政務活動費ガイドライン」10頁には、「(2)支出に適しない経費」として「自動車の継続的なリース料」が明記されており、岡山県議会の「政務活動費マニュアル」12頁には「自動車リースは認められない。」と明記されている。高知県でも、少なくとも最近5年以上、政務活動費から「自動車リース料」への支出はない。

監査委員におかれては、これら近隣県の合理的・常識的な「政務活動費マニュアル」から多くを学んでいただき、無駄遣いに鈍感な香川県議に対してマニュアル改正を求める大切な役割を果たしていただきたい。

近隣に限っても、徳島県、岡山県、高知県などで認められない政務活動費からのリース料支出は、香川県でも終わらせるべきである。

よって、車のリース料支出の全額を否認する。

イ (3(2)ウ(イ)の)「使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったくわからない会派への支出」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

政務活動費マニュアルが改訂されたが、会派共同政務活動費については領収書も添付されず、視察や陳情・要請活動の報告もないため、ブラックボックス状態は全く変わっていない。ブラックボックス状態であること自体が適正な支出と認められない根拠である。県の他の交付金についてこのような形の支出が認められるケースがあるなら、ご教示頂きたい。

また、例えば県政会の14議員もが台湾に行った2,435,899円の支出に関して、調査の「報告書」も公表せず、領収書も公表しないのは、「公表できない不適正な事情」「不適正な支出がある」と考えるべきだ。2会派とも東京（神奈川）の出張で一人当たり9万円以上の政務活動費支出をしており、これは「領収書を公開している個人の政務活動費」支出における東京への旅費・宿泊費支出の金額よりも明らかに高額である。ここにも「領収書を公表できない不適正な事情」「不適正な支出がある」に違いない。

5人しかいない議員会の、新聞以外の「資料購入費」が156,514円も支出されている。しかし、毎年、個人の政務活動費の内、不適切な本・雑誌の支出が「修正申告」されている実態から考えれば、この156,514円の中に不適正な支出が含まれている可能性はきわめて高い。

香川県議会の2会派だけが領収書を隠し続ける合理的根拠は全くない。隠すということは、

その中に不適正かつ後ろめたい支出を含むから、と考えるのが合理的である。

監査委員におかれては詳しい報告書や領収書類等の提出を求め、厳しく監査して頂くとともに、会派支出の領収書・報告書のホームページ公開など政務活動費マニュアルの再度の見直しを求めて頂きたい。

ウ (3(2)ウ(ウ)の) 「詳しい視察・調査・陳情内容の不明な旅費および研修会参加費」について、松原哲也議員、岡野朱里子議員、天雲千恵美議員に係る支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

それぞれ監査請求書に記載の通りであるが、政務活動費という公費を充てる以上、その支出が適正であることを説明する責任は議員にある。

政務活動費マニュアルは県外調査等報告書に「視察調査の面談者、研修、講演会等の講師、要請陳情の相手方の職・氏名」の記載を求めているが、松原哲也議員の報告書にはそれらが記載されておらず、行かなくても書けるような抽象的な事項のみが書かれている。松原議員が属する県政会は、内容は不明ながら会派共同政務活動費でも東京への要請陳情費を支出している。それ以外に、東京の「地元選出国會議員事務所」に何度も何度も出向いて、個人の政務活動費から要請陳情費を支出している点で松原議員が突出している。他の自民党議員と比べても異常に多い東京方面出張の支出は、政党活動そのものであるか、政党活動の割合が高い支出、あるいは私的活動である可能性が高く不適正である。

加えて、松原議員の航空運賃の「領収書」には、どのフライトに対する領収書かわからないものが多く含まれており、この点からも不適正である。国内のフライトに加えて、「調査研究費」の整理番号11の領収書は、国際線フライトらしい高価格で「2023年12月23日発券」と書かれているが、それが報告書にある「令和6年3月19日(火)～23日(土)」の調査に使われた証明は全くない。適正ではない支出の典型例といえる。

岡野朱里子議員は航空機利用の際にほとんどプレミアムクラスを利用している。視察や陳情・要請に関してはあらかじめアポイントを取るなどして事前に旅行を計画しているはずであり、繁忙期でもない時期に「エコノミー席が取れなかったから」という理由は納得できない。議員ならプレミアムクラスが当たり前という意識があるとしたら、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という地方自治法第2条の規定に照らしても極めて不適切である。そもそも政務活動費マニュアルの改訂にあたって旅費の上限規定が加えられたのは、他の議員にはそのような支出がなかったことを考えると、岡野議員の高額のホテル代や航空券代支出が毎年のように住民監査請求で指摘されたことが大きな理由であろう。

岡野議員と並んで東京出張の政務活動費支出が多い、松原議員の高松・羽田の航空券代は、例えば調査研究費5番の領収書は往復13,940円であるし、同9番の領収書は往復15,140円である。岡野議員の8頁目の領収書「37,000円(片道分)×2を充当」、すなわち往復74,000円の非常識さを黙って見過ごせば、岡野議員のみが常に異常な上限金額で旅行するという不合理がまかり通ってしまう。

今回、旅費規程の上限を超えた場合は上限までしか計上していないとはいえ、政務活動費という公費による航空機利用の際に、なおプレミアムクラスを利用しているというのは、県民が汗水たらして納めている貴重な税金を使っているという自覚を失った特権意識の発露であるし、他方、税金使用で航空会社のマイレージを多く貯め、私的に活用しようとしているのではないか、と疑われても仕方がないだろう。議員でない監査委員こそが、岡野議員を厳

しく指弾していただきたい。

また、岡野議員が東京に行く際に徳島空港を利用していたり、東京から戻る際に高知空港に行った領収書で政務活動費を支出したりしているなど、私的な旅行を兼ねていることが強く疑われるケースは、監査委員として必要な対処をすべきである。

天雲千恵美議員の6頁の領収書に関わるフランスへの陳情要請費支出387,660円について、天雲議員が報告書に書くように「香川県知事池田豊人氏の挨拶を代読」することが重要で、まさに知事の「名代」として県を代表してパリに行くのなら、香川県議会「議員の海外派遣取扱要領」「1派遣対象」の「(3)県の産業、文化等の振興、PR等のため、議員を派遣」および「(4)外国……の地方公共団体……との友好交流推進のために訪問」に該当するから、当然、ちゃんと手続を踏んで議運～県議会本会議の議決を経て行かねばならない。そういう手続を忌避して、裏道的に政務活動費でパリ訪問するなど言語道断であり、支出が適正でないことは明らかである。

もともと、旅費が20万円を超えるような政務活動費によるヨーロッパ訪問は稀であったが、とりわけ監査請求書にも明記した2021年12月24日高松地裁判決によって、県議によるドイツ・スイス・イタリア訪問の旅費が全額返還となり、他にもニューヨーク、マドリッド、トレド、リスボンそしてパリ訪問も返還対象となった前後からは、高額な政務活動費支出によるヨーロッパ訪問はなくなっていた。

監査委員として、香川県議会に対して2021年12月24日高松地裁判決の指摘および、それを踏まえてつくられた「議員の海外派遣取扱要領」を、政務活動費による海外訪問も含む議員の海外派遣すべてに適用するよう強く求めるべきである。この点を曖昧にすれば、当該の天雲議員によるパリ訪問のように、議会および県民から何の事前チェックを受けることもなく、誰にも知られぬまま海外訪問の旅費・宿泊費に政務活動費が使われ、長ければ1年近くもその事実が隠されてしまう悪習が蔓延することは間違いない。

本会議議決を経た海外視察の旅費に高額の返還命令が出たのは香川県議会ぐらいしかない。その反省によって「議員の海外派遣取扱要領」がつくられたのに、パリ訪問に限らず、まさに「抜け穴」として政務活動費が悪用され、政務活動費によるアジア各国・地域訪問がすでに多く実施されており、これがノーチェックのまま増えていく事態は何としても止めるべきである。政務活動費による訪問も含めて、議員の海外訪問はすべて「議員の海外派遣取扱要領」に従うようにさせないと、観光旅行的な公金の無駄遣い・不適正使用がどんどん増え、収拾がつかなくなることは目に見えている。これに歯止めをかけることは、監査委員の重要な仕事ではないだろうか。

加えて、天雲議員の当該パリ訪問は、私たちによる知事部局の国際課、秘書課および県産品振興課からの事情聴取によって、香川県議会政務活動費マニュアル3頁の「充当不可」の具体例の内、「私的経費への支出」の4行目「団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席」に該当することがはっきりした。

天雲議員のパリ訪問すべてに国際課・秘書課はかかわっておらず、経緯を振り返ると、まず、県の伝統工芸などの業者組織である「香川のブランド情報発信」という団体がパリの区役所で行なう小さなイベントに、「香川県の後援がほしい」ということで県産品振興課に話がもちかけられ、県はイベントを後援すると決めた。天雲千恵美議員はこの民間団体「香川のブランド情報発信」の副会長である。

その後、県産品振興課が文案をつくって関係各課に承認を得た「県知事の挨拶」文を、県産品振興課は民間団体の「副会長・天雲千恵美さん」に預け、託している。天雲千恵美さんは議員としてではなく、民間団体副会長として「県知事の挨拶」文をパリに持参・代読し、自らの団体が行なった小さなイベント（名前だけは大きそうな「Festival international culturel Franco-japonais」だが、実際は1～2部屋を借りたイベント）のためにパリを訪問したのは間違いない。

民間団体の副会長としてイベントを主催・運営・実施するためにパリを訪問したのに、まさしく後付け・コジツケで議員の政務活動だと言い張るために、現地の日本大使館などを訪問して迷惑をかける行為が許されないことは、前記高松地裁判決で「ミラノ日本国総領事館訪問については」「派遣目的との関連性がありそうな視察日程として一応、組み込まれたものにすぎず」（76頁）公費を返還すべし、と指摘されたことそのものである。

さらに言えば、JETROパリや日本政府観光局・日本大使館を訪問したことも、天雲議員の報告文を読むと、民間団体「香川のブランド情報発信」副会長としての活動が基本であるから、なおさら政務活動費の支出は不適正だ。監査委員は厳しく政務活動費の返還を求めるべきである。

なお、この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

エ （3（2）ウ（エ）の）「按分されていない自家用車利用経費等」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認されるに足る事実及び根拠を示すことを求めている。

香川県議会の政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、調査内容、走行距離を記入してある「政務活動費走行台帳」（参考様式第4号）の作成を求めているが、改定後の政務活動費マニュアルでも、この台帳は閲覧対象とならず、事務局の確認の後、議員に返却されてしまうため、情報公開請求対象ともならない。今後は現在公開されている収支報告書類と併せて「政務活動費走行台帳」も県民に公表することを求めて頂きたい。

ちなみに、すでにインターネット公開されている議会では、いつ、どこに何の調査で行ったかについての記録をきちんと公開している議員が多い。

なお、この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

オ （3（2）ウ（オ）の）「支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めている。

山形県議会の議長経験者の元議員（元・全国都道府県議会議長会の会長）が「内容虚偽の収支報告書を作成」して政務活動費から支出していた人件費などを、私的に流用していたとして詐欺などの罪に問われ、有罪判決が確定した。

香川県議についてもかねてから勤務実態のない者に人件費が支払われているという情報が寄せられてきた。

今回、否認理由「その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの」の項目に分類したが、支払先が非公開とされることによって、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされたりしている違法なケースが少なからずあることが推認される。

このような状況を改善するために、監査委員におかれては、鳥取県議会にならい、人件費

の支払先の黒塗りを廃止するとともに、詳しい勤務実態や業務内容のわかる資料の添付を義務付け、それらも閲覧対象とすることを、香川県議会に求めて頂きたい。

なお、この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

カ (3(2)ウ(カ)の) 「政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

意見交換会費の支出がなくなった一方で、これまで選挙前以外、あまり広報誌を発行していなかったような議員まで広報費を大きく増やしている。もちろん、県民への広報活動はとても重要であるが、実際に適正な費用と方法で実施されたのかどうか疑わしい例も多い。県民が政務活動費支出の適否を判断できるように、政務活動費収支報告関係文書に発行した広報誌を添付して、高松市議会などのようにホームページ上で公表すべきである。

また、事務所費を按分していない谷久浩一議員、宮本欣貞議員、小泉敦議員については、香川県議会政務活動費マニュアルにおいても、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする」とされており、全国議長会も「議員名義の単独の事務所の場合も(中略)慎重な取り扱いが必要と思われる」としている。

監査委員はこれまでの監査結果の中で、「賃貸借契約書に政務活動に係る事務所として使用すると明記されている」ことなどをもって「違法または不法な支出であるとまではいえない」としているが、これでは「実績を把握」していることにはならず、「慎重な取り扱い」をしていることにもならない。これらの議員の事務所の使用実態を本当に「選挙活動、政党活動、後援会活動等」に一切使っていないか等の点から厳しく監査して頂きたい。こういう不適正を是正しないと、他の全議員との公平性が保たれない。

なお、この項目については、監査請求書の否認件数、否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

キ (3(2)ウ(キ)の) 「その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの」のうち、天雲千恵美議員、友枝俊陽議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、五味伸亮議員、三木由美子議員、森裕行議員、宮岡陽子議員、小泉敦議員に係る支出について、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

これらの根拠は監査請求書に記載の通りである。総じて、きわめて杜撰な計上ぶりと言わざるを得ない。前払いされる政務活動費は使わなければ損だ、年度末の残余の返還を避けるために使い切ってしまう、という意識があるのではないか。政務活動費の規定が不十分な点もあるが、規定がなくとも公金であることに鑑み、もっと自制的に支出しようという姿勢があってしかるべきである。議員たちの意識がそうであるなら、佐賀県議会などいくつかの議会に取り組んでいるように、前払いではなく清算払いに切り替えることを真剣に検討すべきである。

なお、監査請求書の小泉敦議員の事務所費に関する記載の内、「(2分の1按分済み)」の部分は削除する。

ク ご指摘の点、及び、他の誤記等についても添付の査定表の通り修正し再提出する。

ケ おわりに

監査委員は、毎回、請求人に「その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を

示すこと」を求めておられるが、政務活動費の使途が適正であることを事実や根拠を以て示す責任は議員の側にある。なぜならば、政務活動費が貴重な県民の税金から交付されているからである。議員がその説明責任を果たせていない支出は認めないという厳しい姿勢で監査に取り組んで頂きたい。

また、上記文中でも述べたように、政務活動費マニュアルの改定内容は極めて不十分なものであった。会派共同政務活動費の領収書類が公開されない点のみならず、広報誌等の制作物や契約関係書類なども、わざわざ「確認後、返却」として、閲覧対象はおろか、情報公開請求対象にもならないような規定としている点も大きな問題である。刑事告発事件を受けて、なんとか起訴を避けるためにマニュアル改定はしたもののできるだけ公開はしたくない、という姿勢があらわである。

監査委員におかれては、このマニュアル改定は監査委員の長年の議会への強い要望に応えるものになっていないことを指摘し、県民への説明責任を果たせる政務活動費マニュアルとなるよう、さらなる改定を議会に求めて頂きたい。

(2) 添付書類

ア 補正済みの令和5（2023）年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

	議員名	A 車のリース料		B 会派共同政務活動費等		C 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費、会費		D 按分していない自動車経費		E 支払先不明の件費		F 按分していない議会報告印刷費・事務所費等		G その他の違法・不当な支出		合計	
		件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額
1	植條敬介	0	0	1	415,113	0	0	1	50,246	0	0	1	202,840	0	0	3	668,199
2	氏家孝志	0	0	1	431,944	0	0	0	0	14	970,000	2	82,008	0	0	17	1,483,952
3	氏家寿士	0	0	1	95,226	0	0	1	73,223	12	360,000	0	0	0	0	14	528,449
4	大山一郎	1	527,835	1	375,067	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	902,902
5	岡野朱里子	0	0	1	120,108	5	227,450	0	0	12	741,000	2	297,000	0	0	20	1,385,558
6	尾崎道広	0	0	1	237,683	0	0	1	117,012	12	360,000	1	196,350	0	0	15	911,045
7	川池秀文	0	0	1	326,077	0	0	0	0	0	0	2	508,109	0	0	3	834,186
8	五所野尾恭一	1	468,590	1	221,810	0	0	0	0	12	616,800	6	703,340	0	0	20	2,010,540
9	里石明敏	0	0	1	337,561	0	0	0	0	0	0	2	610,005	0	0	3	947,566
10	白川和幸	0	0	1	431,942	0	0	1	148,610	12	1,002,445	1	137,500	0	0	15	1,720,497
11	城本宏	0	0	1	243,202	0	0	0	0	0	0	1	148,500	0	0	2	391,702
12	十河直	0	0	1	27,547	0	0	0	0	1	300,000	3	702,350	0	0	5	1,029,897
13	谷久浩一	0	0	1	398,202	0	0	0	0	0	0	43	562,348	0	0	44	960,550
14	天雲千恵美	1	350,000	1	435,942	1	387,660	0	0	1	1,320,000	0	0	31	180,145	35	2,673,747
15	友枝俊陽	0	0	1	439,542	0	0	0	0	0	0	0	0	2	249,150	3	688,692
16	新田耕造	1	26,070	1	293,999	0	0	0	0	1	250,000	3	525,965	0	0	6	1,096,034
17	花崎光弘	1	501,600	1	245,204	0	0	1	323,195	12	720,000	1	51,500	0	0	16	1,841,499
18	松岡里佳	0	0	1	199,651	0	0	1	37,851	24	816,000	2	68,090	12	77,083	40	1,198,675
19	松原哲也	1	277,420	1	308,752	29	294,872	1	372,756	1	689,612	0	0	2	27,000	35	1,970,412
20	宮本欣貞	0	0	1	27,547	0	0	0	0	12	960,000	12	958,116	0	0	25	1,945,663
21	山根千佳	0	0	1	439,542	0	0	1	72,520	0	0	1	811,232	0	0	3	1,323,294
22	鎌田守恭	0	0	1	200,000	0	0	0	0	0	0	3	405,790	0	0	4	605,790
23	斎藤勝範	1	425,400	1	200,000	0	0	1	312,742	12	480,000	0	0	0	0	15	1,418,142
24	平木亨	1	369,050	1	200,000	0	0	0	0	12	300,000	0	0	0	0	14	869,050
25	松本公継	1	247,500	1	200,000	0	0	1	176,212	12	600,000	0	0	0	0	15	1,223,712
26	山田正芳	1	175,092	1	200,000	0	0	0	0	25	2,575,000	1	52,800	0	0	28	3,002,892

27	鏡原慎一郎	1	398,760	0	0	0	0	1	182,077	0	0	2	627,077	0	0	4	1,207,914	
28	金藤友香理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	386,427	0	0	8	386,427		
29	五味伸亮	0	0	0	0	0	0	1	264,143	0	0	1	67,765	2	60,000	4	391,908	
30	三木由美子	0	0	0	0	0	0	1	73,334	0	0	8	196,823	3	75,882	12	346,039	
31	山本悟史	1	289,800	0	0	0	0	0	0	0	2	411,661	0	0	3	701,461		
32	富野和憲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	152,801	0	0	3	152,801		
33	米田晴彦	1	155,520	0	0	0	0	0	0	12	350,080	1	163,768	0	0	14	669,368	
34	森裕行	0	0	0	0	0	0	0	0	12	900,000	1	288,750	5	56,466	18	1,245,216	
35	都築信行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	407,000	0	0	3	407,000		
36	樫昭二	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,078,590	0	0	0	0	12	1,078,590	
37	宮岡陽子	0	0	0	0	0	0	1	202,390	1	550,000	1	314,435	22	73,631	25	1,140,456	
38	小泉敦	0	0	0	0	0	0	0	0	11	330,000	11	1,082,069	7	534,484	29	1,946,553	
	計	13	4,212,637	26	7,051,661	35	909,982	14	2,406,311	235	16,269,527	128	11,122,419	86	1,333,841	537	43,306,378	
											田井久留美議員、植田真紀議員は監査請求対象支出なし。							

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和7年8月4日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、令和5年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、追加の証拠書類が提出されたほか、令和7年8月8日に請求人及び請求人代理人が出席し、請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 請求人代理人（松崎光成）の陳述（要旨）

8月1日に提出した資料をご覧ください。題名が香川県議会政務活動費マニュアルとなっている資料です。

議員には、政務活動以外に政党活動、選挙活動と後援会活動がありますが、政務活動との重複部分については、政務活動費を充当したいと考え、後援会活動や選挙活動の部分を過小評価して、政務活動だと考える人がいます。政務活動費を充当したがる議員について、監査委員の皆さんには厳しくチェックしていただきたいです。

今回僕は、私人としての活動部分について強調して取り上げますが、マニュアルに記載のある充当不可の具体例として、「団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席」とありますので、後ほど説明いたします。

また、按分比率については、令和5年度から新しい議員が領収書を出されているので、議会事務局がもう少し具体的に、自宅を使って後援会活動や政務活動をする場合の按分比率は何分の1ですよ、と示した方が良いのではないかと考えます。また、他県のように、具体的に何分の1のような数字まで示せるようなマニュアルにした方が、議員も分かりやすいのではないかと思います。按分について、今後マニュアルをどう改訂していくか、監査委員さんの方でも

お考えください。

また、旅費について、旅費を支出する場合は、提出書類をきちんと出せと記載があるということをマニュアルから引用して書いています。

それから、資料購入費については、不適切な本はどんなものかという記載があり、この点について、議会事務局ももう少し分かっているものだと思っていました。我々が今回も不適正だと主張しているのは立憲市民派ネットの森議員の考古学ジャーナル、季刊考古学です。昔の監査結果を読むと、平成29年度に監査期間中に、政務活動費支出から除かれたと記載があり、監査期間中に監査委員の方から森議員にその意見を伝え、途中で引っ込めさせたと予想できます。ほとぼりが冷めたか、忘れた頃に出しているのか分かりませんが、今回も同じ書籍を森議員は政務活動費に充当しています。こういうことは議会事務局の段階で、過去にこの書籍は駄目だったということを伝えるべきだと思います。監査期間中に取り下げさせることはできるだけ減らし、今回は監査の方で、この本は駄目だという具体的な例やラインを示すなど同じことを繰り返さないことを考えてほしいです。

次に、天雲千恵美議員のフランス出張ですが、天雲議員の県外調査等報告書を見ると、どこをごまかしたいかがよく分かります。報告書の(2)の目的のところがきちんと文章化されていないということがまず怪しいです。香川のブランド情報発信という団体主催のフェスに参加したと記載がありますが、調べたところこれは嘘です。香川のブランド情報発信という団体は、このフェスティバルインターナショナル何某というイベントに便乗しただけなのです。このフェスティバルインターナショナルというのはパリの仏日協会が、この区役所を使って開いたフェスティバルなのです。

実は、天雲議員自身が、香川のブランド情報発信という団体が開催したイベントを後援してほしいと香川県側に申入れをしています。その書類に説明の記載があり、仏日協会が行うイベントがあるので、それに乗っかり、香川のブランド情報発信が一部屋を借りて、その小さい部屋でイベントをやるとありました。それに参加するというのが天雲議員のフランス旅行の最大の目的なのです。(3)番以降たくさん記載があるので、立派な旅行かと思いきや、このフランス語の部分を調べてみると、ホテルの住所と役所の住所を二、三回ずつ書いているだけで、中身が薄いのだらうなということが分かってきました。その経費のうち充当金額38万余りで、政務活動費を使って30万以上のヨーロッパへ旅行をするというのはコロナを挟んで6年ぶりのことです。コロナの期間に香川県議会に旅費返還判決が出たので、それ以降で初めて政務活動費を使ってヨーロッパに行っている、ということで注目したいです。(2)番の目的の文章がないという点が政務活動費マニュアル違反で、訪問先についての列挙のみでした。香川のブランド情報発信という市民団体ですが、天雲議員は、主催者団体の副代表です。香川のブランド情報発信の副代表の天雲議員が自分が主催したイベントのためにフランスに行ったことが今はっきりしてきたのです。また、大使館と観光局に行っている。ジェットロに寄って区役所に行き、大使館と観光局に行って区役所に行っておしまいということで、結局、区役所と3つの機関を回っただけなのです。

これは、裁判で返還を求められた典型的なパターンで、どこかに行く間を埋めるために領事館を訪問したりするという日程の設定をした部分については旅費を返還させられています。どこかに行くときに一緒に大使館に行くことについて、議決を経た出張であっても返還させられたということです。ましてや今回は、議決を経ず勝手に政務活動費で行った部分について

は、当然返還させるべき内容であると思います。天雲議員の報告事項を読むと、ジェットロや大使館のイニザンさん、中野さんと会ったことは、説明したとおりおまけの部分であり、区長が参加された場で、県知事である池田さんの挨拶を代読したことが、最大のイベントだと思います。本来、知事の挨拶文を代読するようなはっきりとした目的がある重要な任務を務めるのであれば、本議会で議決してから、知事の代わりにヨーロッパに行くべきです。議員派遣取扱要領には、「県の産業、文化等の振興、PR等のため、議員を派遣することが必要と認められるとき」や「外国又は外国の地方公共団体若しくは公共的団体等との友好交流推進のために訪問するとき」が対象だと記載があり、今回、両方に当てはまりますから、知事の代わりに行くという目的を持つのであれば、政務活動費で勝手に行くのではなく、本会議議決するべきだろうということを強調しておきます。

結果的に大使館も行っていますが、大使館でお会いしたイニザンさんは、香川県が正式に任命している香川アンバサダーであり、大使館の職員もしていたので、その人に会ってきたわけです。イニザンさんは天雲議員とは別に写真つきで香川県に報告をしてくれています。大使館職員といっても、香川県が以前から任命している人に会ってきただけなのです。

小さい部屋でのイベントは、主催が香川のブランド情報発信という市民団体で、副代表が天雲議員なのです。香川県の漆塗りや小さい讃岐手まりや盆栽をフランスのパリで宣伝や展示することについて香川県の後援が欲しい、また、できれば知事の挨拶文が欲しい、という話を県産品振興課に持って行ったのが、この香川のイベント情報発信の副代表の天雲議員なのです。知事挨拶文の起案理由には、大使館や報道機関に渡すため、また、会場に掲示するという目的で求めたとはっきり書いてあります。この扱いで県は了承したが、天雲議員はそれを勝手に読み上げて、自分の大きな仕事だというふうに報告しているのです。天雲千恵美副代表に預け託した知事挨拶文には、議会や香川県を代表してではなく、この市民団体が頑張りましたという内容の知事挨拶文でした。間違いなく天雲議員は、香川のブランド情報発信という団体の主催者としてパリに行ったので、大使館を訪れた時も、その主催団体の副代表として挨拶文を持って行ったのがはっきりしたのです。実際に、さぬきの染物団体の人も一緒に行っており、漆塗りから真ん中に盆栽、染物の着物や金継ぎの展示がされていると一部屋のイベントです。当然関係者は、この宣伝をするためフェイスブックとかインスタグラムにあげているのです。天雲議員のフェイスブックやインスタグラムでは、最近たくさん宣伝していて、2023年について全部調べたのですが、自分が行った写真や説明そのものは一切なく、フランスに行ったことも書いていないのです。ちょうど2023年の夏に自民党の女性局がパリに行って、エッフェル塔の写真を撮ったものがマスコミに流れて批判を浴びたこともあったのでしょう。自民党松川参議院議員がSNSで真面目な研修なのに誤解を招き、国会議員参加は私含めて4人で、費用は党費と各参加者の自腹であると投稿したとのこと。本当かどうか知りませんがいわゆる税金使っていないよという、そういうパリ旅行でさえ批判されたわけです。

これを読んだ天雲議員は自分らが主催する団体がパリでイベントをするのに政務活動費を流用するのは良くないと当然判断してやめるべきだったのに、こういうことがあった直後に政務活動費を平気で使っているというところが更に悪質だろうという点で、監査委員は当然お金を返しなさいというふうに、彼女に確認してほしいです。

松原議員の旅費で駄目だと思うのが、自民党県政会と台湾と一緒に行って航空費の半分だけ政務活動費を充当しているという変なパターンです。高松空港から台湾の桃園空港に行って復

路の航空券代で、按分割合は、手書きで2分の1と記載があります。問題は、153,160円の領収書であり、発券日が2023年12月23日、航空券を实际使ったのは2024年3月23日ですが、領収書のどこ見てもそんなことが証明されないのです。どこかで使った旅費の領収書を流用している可能性があると考えます。航空券の領収書は、どの人がどの日のどのフライトであるというのが分かるように載せている人がほとんどです。台湾という海外旅行なのに、それが載っていないのでは駄目ですよというふうに突き返すべき典型例だと思います。

次に、国内旅費においても議員によっては、同じ場所、同じイベントに出たのに、違う高い金額を要求している人がいます。毎年、岡野朱里子議員が高い金額を要求されます。岡野議員は、松原議員と違って航空券の明細書を添付していますが、プレミアムクラスを使っており高いです。全日空の高松東京往復86,640円は余りに高いので、決められた上限37,000円の往復分を要求しています。

また、岡野議員が行った衆議院第1会館の地下で開催した研修会について、同じ研修に参加した国民民主党議員会の三木由美子議員の領収書を拡大すると、普通席で高松東京片道26,500円の往復分です。前から分かっている研修だから安い金額の航空券を使う議員も多いですが、監査委員は、岡野議員に三木議員のこれぐらいが普通の限界の金額だろうと伝えてほしいです。これはあえて言うならば地方財政法の第4条違反です。第4条は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」という規定です。最少限度でやるべきであり、三木議員の53,000円でも高いかもしれませんが、これぐらいを基準にしてやれよと監査委員の方からはっきり伝えてほしいです。

また、岡野議員が利用した東京から高知への航空券は、プレミアムクラスで39,170円です。東京から高知への航空券と東京から高松への航空券は比較検索してみると、高松より高知を利用する方が高く、私費旅行です。私費旅行の領収書を堂々と載せて、それが上限を超えているからといって、上限までの37,000円を全額充当することは認めるべきではないと思います。

次に、会派共同政務活動費の領収書の問題です。今年、裁判で愛媛県の団体の政務活動費に関し、違法判決が出ました。それに関連し、会派や議連が政務活動費を使った場合、領収書をホームページ若しくは紙媒体で公開しているかどうか各都道府県に質問し、香川県と未回答である3県を除く43都道府県から回答がありました。未回答の県のうちの1つである愛媛県は、団体の領収書について公開していない金額を今まとめてもらっています。団体の領収書を公開していない場合、何が起きるかという典型例が愛媛県のような違法判決になるのです。つまり、個人が出している領収書については個人に責任がありますから、自分若しくは自分が雇っている事務職員が本気で調べてチェックすることが多いですが、団体の領収書については、担当者がいないことが多いです。その場合、無責任体制になっており、しかも領収書を出さなくてもいいとなるのです。香川県の場合は、自民党の二会派が領収書を出していないですが、同じように愛媛県の場合も団体の領収書を出さなくてもいいから、不適正な使い道のものがしばしば含まれています。裁判の結果、3人に合計267万円返還請求という判決です。領収書を出させるということがいかに重要かということをここで強調しておきたいです。

同じ自民党でも、高松市議会は、自民党系会派は二会派あり、二会派とも領収書を全部公開しています。ホームページを見ると、自由民主党議員会共通経費、公明党議員会共通経費と市民フォーラム21共通経費、新政同志会共通経費とあり、政務活動費の領収書を全部公開しています。会派の広報誌等印刷費については、領収書が掲載されるだけでなく、広報誌も十数ペ

ージにわたって全部載せています。素晴らしいですね。広報誌をホームページで見られると、広報誌のうち、これだけ写真が大きいなら政党活動や選挙活動の面があるから、このぐらいの按分がいいのでは等の意見が言えると思います。

これに対して、県議会はどうなのかという、自民党県政会の収支一覧を見ると、調査研究費として台湾視察で243万円を使い14人で行くのか、という疑問が出てくる。研修費の勉強会開催経費も18万円や10万円と高いです。要請陳情費の東京への要請陳情経費も146万円や157万円となっている。一人当たりの経費を出すため割り算しても、かなりの金額を出していると分かります。台湾旅行や東京旅行についても一人約10万円かかっています。自由民主党議員会でも5人で東京や神奈川に行って、一人9万円です。これでいいのかということを指摘してほしいです。

県政会の台湾視察は報告書がないですが、たまたま県政会の松原議員が片道だけ按分2分の1にして政務活動費を充てていて、報告書の内容がたぶん台湾の視察報告だと思うので、松原議員の報告書を確認しました。

台湾では、第二番目の党である民進党のナンバー2の呉さんと県政会の議員14人が会っている。民進党の議員のナンバー2の方とだけ会うのが議員の活動として、本当にいいのかと思う。本来、地方議会議員が国会に行くべきではないという主張がまず1つあります。地方議会に行くのであれば問題ないけれど、国会に行ったら政治的なメッセージの色合いを持ってしまおう。そんな視察を本会議議決も通さず、勝手に政務活動費で行ったのは問題です。また、第一党である国民党にあえて会わず、第二党である民進党だけに会うというのは、もうこれは政党活動ではないかと指摘してほしいです。しかも、一番下に書いてあるとおり去年は香川県と中国の友好提携30周年の年だったのに、中国に対しては議長しか出してない。それに対して台湾の民進党に14人で会いに行くのは、極めて政治的な活動の色合いが濃いと思います。

台湾は、議員が14人も行ったので、県の職員が随行しました。そうすると復命書があるので復命書を情報公開請求したら、公開できない部分が多くありました。県政会の県議会議員14人が台湾に行って、民進党の代表と公開できないような話合いをして帰ってくるのは問題だと思います。私費で行くか、自民党のお金で行ってくださいと言うべき内容だと思います。コロナ禍の前にも台湾の民進党本部へ自民党の3人の県議が政務活動費を使って行ってきています。民進党との交流は当然政党活動ですから、これも本当は駄目だったのです。書籍についても、領収書が出てないと安倍さんの写真が載っているような、いわゆる統一教会の本を買っていないとは限らないのです。領収書を出させるというのは最大の重要なポイントだと思いますので、よろしくお願いします。

(2) 請求人（渡辺智子）の陳述（要旨）

先ほどの松崎さんの説明を少し補足しますと、天雲議員のパリ行きですが、私は、議会の本会議の議事録も委員会の議事録も全てチェックしました。パリオリンピックという言葉がありました。このことについて何らかの触れた発言は、1個もありませんでした。これはまさに議員としてではなく、民間の団体の副代表として、行かれたということではないかと思っております。

次に、私の方から申し上げたいのは、いろいろあつて政務活動費マニュアルが改訂されました。それが適用されて、領収書類のインターネット公開がやっと始まって最初の公開です。いろいろというのは、裁判があり、刑事告発があり、今まで県民は議会棟に閲覧に来なければ関

係書類見られませんでした。これまでと違い、議員さんたちは、さぞかししっかりと書類を整理して透明性を高めて、県民への説明責任を果たしてくださるだろうと期待していましたが、残念ながらその期待は裏切られました。以前もそうでしたが、領収書に番号も振っていない、縮小コピーで判読が困難、報告書も走り書きのメモのようなものや報告書に記載すべき視察や要請先の担当者名前など詳しい内容が書かれていないものがとても多かったです。もちろん中には、とても丁寧に書いておられる方もいますが、本当にこれを県民に説明する気があるのかというようなものでございました。

今問題になっております会派共同政務活動費についても、監査委員はこれまで監査結果の中で、何度も、他の県で会派に支給されている場合、当然領収書を全部出すわけですから、それとの均衡も考えると、透明性が必要だと口を酸っぱくして毎年毎年言ってこられて、ようやくマニュアルが改訂されて公開されたと思ったら、本当にペラッと紙1枚で、各議員の負担額の一覧表が付いていますが、あれはそれぞれの議員さんたちの領収書を見たら分かるわけです。多額のお金がブラックボックスのままであるという状況が変わりませんでした。これについて、全国の調査が必要ではないかということで、全国の議会事務局に照会をしたところ、会派に出しているところだけでなく、議員が会派の共同政務活動費として出しているものも含めて、34都府県が共同政務活動費がどのように使われたか分かるような領収書を出しているということが分かりました。あれだけのことがあり、そして監査委員が毎年指摘されて、改訂されたマニュアルであるにもかかわらず、この状態というのはやはり、これではいかんやないかと是非おっしゃっていただきたいと思うのです。

特に、新人議員は、大体最初はきちんとしようと思い、マニュアルもよく分からないながらも、きちんと説明を受けて、それを理解して出されたと思うのですが、どうも先輩議員に聞いたたらこれでええと言われたみたいな、悪しき慣行を学んだのではないかというような処理をしている方がいました。

事務所費を按分していない議員はこれまでも2人おられました。毎回指摘しておりますが、自宅で後援会活動をしていて、その事務所は政務活動専用でしているので、按分しないとおっしゃっています。でも、マニュアルを見ていただくと分かりますように、実態を確認しなくてはいけない。議員の活動は、いろいろ混在しているものです。これまで監査委員は契約書に政務活動用と書かれていることをもって、問題なしとされてきましたけれども、契約書には何でも書けるわけで、実際どのように使われているかの把握ができなければ、もう2分の1が限度ですよということをきっちりと徹底していただかないと、なし崩しにどんどんこれでいいということになり、何でも政務活動費で出せるのだとなってしまうてはいけないと思います。

その他にも例えば、新人議員で不自然な人件費を毎月出しているのに加えて突然、10月15日に10万円とか、11月15日に10万円とか支出している小泉議員や、宮岡議員の場合は5月の連休に何か突然続けて多額の人件費を按分もせずに出している、あるいは、2台携帯電話の料金を計上して、1つは政務活動補助者用の携帯であるということで済ましている、あるいは自宅に事務所を置いて住宅として使っているにもかかわらず、電気代の半分を事務所費で計上しているとか、本当にきちんと説明を受けているのかと思いました。

議会事務局がきちんとすべきと言いますが、おそらく議員と議会事務局の関係でいうと、議会事務局はあまり強くは言えない立場なので、やはりマニュアルの中できっちりとその辺を書いておかないとだめだと思います。特に、マニュアルの改訂した部分の大きな問題点として、

マニュアルの21ページに、書類を提出するとそのまま公開されるものと、確認したら返すものがあります。例えば、その事務所の契約書、車のリース契約書もそうですし、成果物である広報誌についてもどんなものを作ったのですかという、高松市議会を出しておられましたけれども、香川県議会もこれも確認したら返すのです。これはそのまま県民に公開すべきですし、黒塗りをしなきゃいけないこともあるかもしれませんが、確認後に返却したら公文書でなくなります。いくら公開請求をしても出てきません。つまり、その成果物がどんなものかも分からない。契約書もどうなっているかも分からない。

それともう一つ、政務活動事務所の住所がどこか分からない。規定には事務所であることが分かるようにして、県民が何かの問合わせをする際、分かるようにしておかないといけないと思います。御自宅の住所が名簿に載っているのか分かりませんが、政務活動に使っている事務所がどこにあるのか当然公開されてしかるべきです。昔ありましたが、事務所がすごく田舎の方だけれど、20万円の家賃を払っている。おかしいのではないかとということが起きたりもしました。ですから、確認後に書類を返却するという仕組みも変えて、全て基本的に公開するというふうに、百歩譲って、少なくとも情報公開請求の対象にはなるように、議会事務局で保管をするような仕組みにしないといけないと思います。議会事務局職員がきっちりチェックせよと言いますが、その力関係を考えると、マニュアルにかなり厳しく、明確に書いておかないとやり取りは難しいと思います。是非お願いしたいのは、「せっかく改訂したのに、蓋を開けてみれば、これでは全然私たち監査委員が求めている透明性は確保されていない」と是非言っていただきたいと思っています。

これは、粗探しをしているわけではなく、本当に貴重な税金の使い方を決める議員がその税金に対してどういう意識を持っているのか、どういう姿勢で活動しているのかを知る大切な点なので、毎年このようにして監査請求させていただいております。どうぞよろしくお願いします。

(3) 証拠の提出

追加の証拠として、請求人が主張を裏付けるものを提出し、主張の追加を行った。

(以下の書類については省略をする。)

- ア 香川県議会政務活動費マニュアル抜粋（令和4年12月改訂）
- イ 天雲千恵美議員 県外調査等報告書
- ウ KAGAWAアンバサダーからのお便り（2024年1月公表）
- エ 香川県議会議員の海外派遣取扱要領抜粋
- オ 香川のブランド情報発信一ぱり 知事挨拶文起案資料
- カ 令和5年11月25日及び26日のイベントに参加した染色会社のフェイスブック内容
- キ 自民女性局議員フランス研修SNS掲載に関する記事（令和5年8月1日毎日新聞記事）
- ク 松原哲也議員 領収書添付票
- ケ 岡野朱里子議員 領収書添付票
- コ 愛媛県議員 団体の政務活動費に関する返還請求の判決等記事
- サ 高松市議会会派共通経費に関するホームページ内容
- シ 香川県議会会派共同政務活動費に関する書類
- ス 台湾視察に関する新聞記事、復命書等を引用したもの
- セ 香川県議政務活動費による海外出張一覧（市民オンブズ作成）

ソ 会派、議連の公開に関する全国調査結果（市民オンブズ作成）

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である鏡原慎一郎監査委員及び城本宏監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、岡野朱里子議員の広聴広報費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、松岡里佳議員の事務所費のうち12件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、三木由美子議員の資料購入費の2件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出及び森裕行議員の資料購入費のうち2件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に関する請求17件（177,780円）に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

なお、谷久浩一議員の事務費に係る監査対象金額が監査請求内容（38,617円）と異なり、38,017円であることが確認された。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項及び第15項）。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。）及び香川県議会政務活動費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号。以下「政務活動費交付規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 政務活動費の交付の対象（政務活動費交付条例第3条）

月の初日に香川県議会議員である者

(イ) 政務活動費の額（政務活動費交付条例第4条）

月額30万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 知事への通知（政務活動費交付条例第5条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するもの

とする。

(イ) 交付決定等の通知（政務活動費交付条例第6条）

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

(ウ) 請求及び交付等（政務活動費交付条例第7条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出（政務活動費交付条例第8条）

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等（政務活動費交付条例第9条）

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等（政務活動費交付条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧（政務活動費交付条例第11条）

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還（政務活動費交付条例第12条）

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動費交付条例第2条）

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して

交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研 修 費	（１） 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 （２） 団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会 議 費	（１） 議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 （２） 団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成しており、平成29年2月に一部改正を行った後、令和4年12月に政務活動費の使途の透明性を高めることを目的に新たな政務活動費マニュアルを策定し、令和5年度分の政務活動費から適用している。新たなマニュアルでは、経費毎の使途基準において、「具体的な経費の例示」及び「充当が不適切な経費の例示」として、政務活動費で支出できるもの又はできないものが明示されたほか、視察調査や要請陳情等のための県外出張については県外調査等報告書の提出を、会派共同調査費については会派の当該年度の収支報告書及び議員別負担額一覧の提出を求めた上で、閲覧対象とされた。さらに、各議員の収支報告書、領収書等の閲覧に供している書類について、県議会ホームページで公表することとした。新たなマニュアルの主な記載内容は、次のとおりである。

（ア） 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要及び政務活動費を充てることができる経費

（イ） 政務活動費の使途基準

基本的事項（充当の基本的考え方、充当する年度の考え方及び会合参加費等の会費への充当の考え方）及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費）

（ウ） 政務活動費の手続

政務活動費の請求・交付（通常払の場合又は四半期の途中に議員となった場合）、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存（会計帳簿等の調製及び整理保存並びに領収書の要件等）、収支報告書の提出等（提出期限及び提出書類）、残余额の返還（通常の場合又は四半期の途中に議員でなくなった場合）、収支報告書等の修正及び情報公開（閲覧及び県議会ホー

ムページへの掲載)

(エ) 記載例

政務活動費請求書(様式第3号)、収支報告書(様式第4号)、収支報告書等修正届(様式第5号)、領収書等添付票(参考様式第1号)、支払証明書(参考様式第2号)、県外調査等報告書(参考様式第3号)、政務活動費経費別支出整理簿(参考様式第5号)、政務活動費走行台帳(参考様式第6号)及び雇用契約書(参考様式第7号)

(オ) 参考資料

地方自治法(抄)、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、様式(政務活動費の交付を受ける議員(様式第1号)、政務活動費の交付を受ける議員の異動(様式第2号)、政務活動費請求書(様式第3号)、収支報告書(様式第4号)、収支報告書等修正届(様式第5号)、閲覧請求書(様式第6号))、参考様式(領収書添付票(参考様式第1号)、支払証明書(参考様式第2号)、県外調査等報告書(参考様式第3号)、会合参加報告書(参考様式第4号)、政務活動費経費別支出整理簿(参考様式第5号)、政務活動費走行台帳(参考様式第6号)、雇用契約書(参考様式第7号)、政務活動費振込口座届(参考様式第8号))及び政務活動費に係る収支報告書等の閲覧に関する要綱

(3) 政務活動費の支出等の状況

ア 令和5年度における政務活動費の支出の状況(令和6年7月1日現在)

項 目	金 額
政務活動費交付金額	140,400,000円
実支出金額	106,849,848円
政務活動費を充当した支出金額	105,440,726円
残余额(返還額)	34,959,274円

※ 実支出金額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計の総額である(各議員別の状況は次の表のとおり)。なお、40名の議員のうち、年間交付金額の総額を超えて支出している議員は11名である。

令和5年度政務活動費収支状況総括表(議員別)

(50音順)

令和6年7月1日現在

NO	氏 名	会 派 ※	内 訳	交付金額①	支出金額②	残 余 額 (返 還 額) ①－②
1	植 條 敬 介	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,758,011	1,841,989
2	植 田 真 紀	立憲・市民派ネット	300,000円×11月	3,300,000	499,563	2,800,437
3	氏 家 孝 志	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,948,438	1,651,562
4	氏 家 寿 士	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,714,406	885,594
5	大 山 一 郎	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,436,327	1,163,673
6	岡 野 朱里子	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,982,686	1,617,314
7	尾 崎 道 広	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,849,822	0

8	鏡 原 慎一郎	国民民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,686,087	0
9	樫 昭 二	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	2,389,602	1,210,398
10	金 藤 友香理	国民民主党議員会	300,000円×11月	3,300,000	1,820,060	1,479,940
11	鎌 田 守 恭	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,853,636	746,364
12	川 池 秀 文	自民党香川県政会	300,000円×11月	3,300,000	2,813,608	486,392
13	小 泉 敦	香川・せとうち next	300,000円×11月	3,300,000	3,302,344	0
14	五所野尾 恭一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,012,883	0
15	五 味 伸 亮	国民民主党議員会	300,000円×11月	3,300,000	1,027,041	2,272,959
16	斉 藤 勝 範	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,012,380	587,620
17	里 石 明 敏	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,134,844	465,156
18	白 川 和 幸	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,323,048	276,952
19	城 本 宏	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,856,098	1,743,902
20	十 河 直	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,590,179	9,821
21	田 井 久留美	公明党議員会	300,000円×11月	3,300,000	128,273	3,171,727
22	谷 久 浩 一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,827,583	1,772,417
23	都 築 信 行	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,347,140	252,860
24	天 雲 千恵美	自民党香川県政会	300,000円×11月	3,300,000	3,426,880	0
25	富 野 和 憲	立憲・市民派ネット	300,000円×11月	3,300,000	2,691,577	608,423
26	友 枝 俊 陽	自民党香川県政会	300,000円×11月	3,300,000	915,178	2,384,822
27	新 田 耕 造	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,694,472	0
28	花 崎 光 弘	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,727,194	872,806
39	平 木 享	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,602,238	1,997,762
30	米 田 晴 彦	立憲・市民派ネット	300,000円×12月	3,600,000	3,702,152	0
31	松 岡 里 佳	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,679,076	920,924
32	松 原 哲 也	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,624,697	0
33	松 本 公 継	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,066,033	1,533,967
34	三 木 由美子	国民民主党議員会	300,000円×11月	3,300,000	2,702,108	597,892
35	宮 岡 陽 子	みらい香川	300,000円×11月	3,300,000	3,218,397	81,603
36	宮 本 欣 貞	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,139,432	460,568
37	森 裕 行	立憲・市民派ネット	300,000円×12月	3,600,000	3,860,964	0
39	山 田 正 芳	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,620,333	0
39	山 根 千 佳	自民党香川県政会	300,000円×11月	3,300,000	2,236,570	1,063,430
40	山 本 悟 史	国民民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,628,488	0
計				140,400,000	106,849,848	34,959,274

(備考)

※ 議員の所属会派は令和6年3月31日現在のものです。また、会派欄中、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「国民民主党議員会」は「香川県議会国民民主党議員会」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」

員団」を示します。

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施し、その概要は次のとおりである。

(1) 議員13名の自動車リース料

大山一郎議員、五所野尾恭一議員、天雲千恵美議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、松原哲也議員、斉藤勝範議員、平木享議員、松本公継議員、山田正芳議員、鏡原慎一郎議員、山本悟史議員及び米田晴彦議員に係るリース契約書の写し等リース契約の内容を記載した書類の提出があった。

(2) 会派共同政務活動費

自民党香川県政会及び自民党議員会の会派共同政務活動費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。

書類の範囲

政務活動費交付条例第8条により、議員に、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（領収書等）の写しを添えて提出することを義務付けしている。

また、令和4年12月に策定された政務活動費マニュアルにおいて、会派共同調査費を支出している議員は、当該議員の収支報告書に添えて、会派の当該年度の収支報告書及び議員別負担額一覧を提出することが義務付けられ、令和5年度における上記2会派の収支報告書及び議員別負担額一覧の写しを確認した。

領収書等については、政務活動費マニュアル20ページで領収書等の写しを領収書等添付票に添付して提出するものとしている。

なお、提出書類については各経費共通である。

(3) 議員3名の交通費及び宿泊費

岡野朱里子議員、天雲千恵美議員及び松原哲也議員に係る、監査請求人が、詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費及び研修会参加費とする視察及び要望等の内容については、次の表のとおり報告があった。

番号	議員名	政務活動費充当額(円)	旅行期間	視察及び要望等の内容
1	岡野朱里子	52,690	令和5年 6月14日～ 15日	場所：東京都 国土交通省 目的：要望陳情。 相手方：国土交通省 技監、道路局長、道路局次長、航空局長、事務次官 内容：要望陳情。 高松高規格道路、四国新幹線、高松空港再整備の要請。
2	岡野朱里子	63,760	令和5年 8月22日～ 25日	場所：東京都 日本橋、東京ビッグサイト 目的：調査研究。 相手方：ベンジャミンブランチ株式会社CEO 内容：大学等の最新技術や研究が展示されており、産学連携の後押しとなっている。（香大や高松高専も参加していた。）

3	岡野朱里子	74,000	令和5年 9月4日～ 5日	場所：東京都 衆議院第1会館 目的：研修。 相手方：文科省 児童生徒課長 子ども家庭庁 家庭福祉課職員 内容：不登校支援について。 児童虐待防止の新たな課題と可能性について。
4	岡野朱里子	37,000	令和6年 1月15日～ 16日	場所：東京都 国土交通省、農林水産省 目的：要望陳情。 相手方：国土交通省 技監、港湾局長、航空ネットワーク 部長、鉄道局長 農林水産省 畜産局長、農村整備局次長 内容：高規格道路、高松港、四国新幹線、空港整備の要請。 畜産予算の確保、小さい耕作地についての政策充実。
5	天雲千恵美	387,660	令和5年 11月22日～ 26日	場所：フランス ジェトロ・パリ事務所 パリ19区区役所、在フランス日本国大使館、 日本政府観光局パリ事務所 目的：要望陳情、調査研究。 相手方：ジェトロパリ事務所職員、日本大使館職員、 日本政府観光局パリ事務所次長 内容：パリにおける香川県産品の状況や今後の展望、 アピールの方法などについての意見交換。 日仏文化交流国際フェスティバル「FESTIVAL ERNATIONAL D' ECHANGES CULTURELS FRANCO- JAPONAIS」において香川県をアピール。 インバウンドを推進する香川県との情報共有を行い、 県産品や観光情報など、香川の魅力を伝える。
6	松原哲也	5,670	令和5年 4月14日～ 15日	場所：さきしまコスモタワー展望台 新大阪駅 難波駅 目的：調査研究。 内容：現在の大阪万博の状況や賑わい等を視察 万博会場へのアクセス状況などを確認し、県立 アリーナでのイベント開催時に活かせるよう検討。
7	松原哲也	12,760	令和5年 4月20日～ 21日	場所：東京都 三鷹中央防災公園 目的：調査研究。 内容：公園内の災害時一時避難場所を見学、安全な避難場 所や設備の整備状況などを確認し、参考にした。
8	松原哲也	15,128	令和5年 5月11日～ 13日	場所：千葉県柏市 柏の葉スマートシティ 参議院議員会館 目的：調査研究、要望陳情。 相手方：地元選出国會議員 内容：高松市で推進している「スマートシティ高松」をさ らにより良いサービスが受けられるよう展開するた めに、先進都市を視察し、引き続き協議を行うとと もに要望陳情も行った。
9	松原哲也	21,540	令和5年 6月10日～ 12日	場所：東京都 香川・愛媛せとうち旬彩館ほか 目的：調査研究。 内容：各県のアンテナショップを中心に視察を行い、今後 の情報発信や人の流れの呼び込み方などを研究し、 地域の活性化に努める。
10	松原哲也	40,900	令和5年 7月29日～ 30日	場所：福岡県福岡市 目的：調査研究。 相手方：宮内衆議院議員（福岡県選出） 内容：東京一極集中からの脱却等のため、地方を取り巻く 環境改善を図り、夢と希望溢れる地方の未来実現の

				ため、意見交換や調査研究を行った。
11	松原哲也	41,500	令和5年 8月1日～ 3日	場所：東京都 目的：調査研究。 内容：都内の各県アンテナショップを視察し、各地の特産品や、歴史・文化・伝統等と地元郷土を比較することで、地域間競争をよい意味で拡大させ、地方創生を前進させるため調査研究を続ける。
12	松原哲也	28,614	令和5年 10月18日～ 20日	場所：東京都 議員会館、横浜市 みなとみらい21地区 目的：要望陳情、調査研究。 相手方：地元選出国會議員等 内容：社会インフラの整備、畜産農家への支援の充実等について要望を行う。 令和7年度は瀬戸芸2025や大阪万博など国際的なイベントがあり、また県立アリーナの始動や駅ビルなどサンポート地区の集客や賑わい創出に繋がる状況が整う。そこで、みなとみらい21地区の再開発事業を手本にするべく調査研究を行う。
13	松原哲也	22,140	令和6年 1月21日～ 22日	場所：千葉県千葉市 目的：調査研究。 内容：千葉市で運用されているシェアサイクリングサービスを体験・視察し、誰でも快適に移動できる都市交通構築のための調査研究を行った。
14	松原哲也	30,040	令和6年 2月25日～ 27日	場所：東京臨海広域防災公園 そなエリア東京 議員会館 国会図書館 目的：調査研究、要望陳情。 相手方：自民党国會議員 内容：防災拠点施設「東京臨海広域防災公園」や防災体験学習施設「そなエリア東京」を訪れ南海トラフ巨大地震への対策のヒントを探る。 自民党国會議員を訪問し、地域防災力強化やインフラ整備などの要望を行う。
15	松原哲也	76,580	令和6年 3月19日～ 23日	場所：台湾 目的：調査研究。 相手方：台湾観光協会、桃園市政府、チャイナエアライン 本社 公益財団法人日本台湾交流協会、立法院 台湾香川県人会 内容：それぞれに現在の課題やその解決策、将来の展望等について協議を行った。

ア 岡野朱里子議員が参加した研修会（上記表番号3）について、他に参加した議員の航空券代よりも高額になった理由について、議員から、「航空券代は、予約時期や搭乗時期、予約変更の可否等で割引率が変わること、また、プレミアムクラスを利用していたことから、当時の普通席の標準的な価格で充当したことによるものである。」と説明があった。

また、「陳情要請（上記表番号1）の際、東京出張の往路に徳島空港を利用したことについて、航空機の出発時間等の利便性によるものであり、高松空港利用の普通席の標準的な価格より安価に購入できたことから全額政務活動費を充当し、調査研究（上記表番号3）の際、東京出張の復路に高知空港を利用したことについては、高知県で別の政務活動の予定があり東京から直接移動の方が効率的であったためであり、高松空港利用の普通席の標準的な価格により政務活動費を充当し、それを超える金額は自己負担とした。」と説明があった。

イ 天雲千恵美議員が陳情要請費を支出したパリへの出張（上記表番号5）について、議員から、「パリで開催された「Festival international culturel Franco-Japonais（国際文化交流フェスティバル）」への参加を通じて、香川県の魅力を発信するとともに、JETRO Parisや在フランス日本国大使館等を訪問し、情報交換することにより、インバウンド促進や経済連携の可能性を探ることを目的としたものである。このフェスティバルに参加し、知事メッセージを届けたことやJETRO Paris等への訪問は、香川県議会議員としての活動であり、国際的な潮流の中で、香川県が世界とどう繋がり、発信していけるのかを考える一歩として、大変意義のある機会であった。」と説明があった。

ウ 松原哲也議員が桃園市（台湾）訪問（上記表番号15）について、費用の一部を政務活動費にて支出したことについて、議員から、「調査研究費の領収書は、本件出張に係る往復の航空運賃であり、会派で航空券を手配する際に参加が未定であったため、後日個人で手配し、往路は他の議員と同じ便が予約できたため、会派の共同政務活動費から充当し、復路は満席で同じ便が予約できなかったため、個人の調査研究費として政務活動費を充当した。」との説明があった。

（4）議員14名の燃料費

植條敬介議員、氏家寿士議員、尾崎道広議員、白川和幸議員、花崎光弘議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、山根千佳議員、斉藤勝範議員、松本公継議員、鏡原慎一郎議員、五味伸亮議員、三木由美子議員及び宮岡陽子議員に係る支払証明書の写し及び政務活動費走行台帳の写しの提出があった。

（5）議員22名の人件費

氏家孝志議員、氏家寿士議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、五所野尾恭一議員、白川和幸議員、十河直議員、天雲千恵美議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、宮本欣貞議員、斉藤勝範議員、平木享議員、松本公継議員、山田正芳議員、米田晴彦議員、森裕行議員、樫昭二議員、宮岡陽子議員及び小泉敦議員の政務活動補助職員に係る人件費について、雇用契約書の写し及び領収書の写しが提出され、次のとおり報告があった。

ア 被雇用者が生計を一にする2親等以内の親族（配偶者を含む）に該当しないことの説明

人件費については、生計を一にする2親等以内の親族（配偶者を含む）を雇用した場合は充当不可としており、収支報告書の作成に当たっては、「政務活動費マニュアル」を配布するなど周知しているところであり、収支報告書提出時に、生計を一にする2親族以内の親族（配偶者を含む）は雇用していないことを確認している。

イ 政務活動費を全額充当している場合の実績の証明についての説明

政務活動費を全額充当している、岡野朱里子議員、五所野尾恭一議員、松岡里佳議員、宮本欣貞議員及び米田晴彦議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

樫昭二議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動の補助事務に限定しておらず、政務活動の補助事務以外の業務にも従事しているが、政務活動の補助事務に従事した時間を全て記録した上で、その実績に基づいて給与額を算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて政務活動に係る給与を支払っていることを確認した。

宮岡陽子議員については、2名のうち1名分の人件費は2分の1の按分をしているが、1名分は、5月3日から同月5日まで及び同月7日に政務活動補助として全額を政務活動費で支出している。この人件費について、議員から「「日本維新の会」新人研修において、安全確保のため、当面の地域回りの際には女性1人で行動しないことを教わったことから、補助者と2名で活動したが、地域の治安がよく、安全と判断し、補助者と2名での活動は当初の4日間のみであったためである。」と説明があり、当該雇用契約書において、業務内容が政務活動補助と記載されていることを確認した。

小泉敦議員については、令和5年10月以降、人件費の増額となった理由について、議員から、「令和5年8月までは妻が草壁の事務所にて県民相談対応などを行っていたが、子育てや会社運営等と負担が集中していたため、9月に新たに事務員を雇用し、政務活動用務をお願いすることができたため。」と説明があり、当該雇用契約書の写しも提出されていることを確認した。

(6) 議員29名の広聴広報費

植條敬介議員、氏家孝志議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、川池秀文議員、五所野尾恭一議員、里石明敏議員、白川和幸議員、城本宏議員、十河直議員、友枝俊陽議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、松岡里佳議員、宮本欣貞議員、山根千佳議員、鎌田守恭議員、山田正芳議員、鏡原慎一郎議員、金藤友香理議員、五味伸亮議員、三木由美子議員、山本悟史議員、富野和憲議員、米田晴彦議員、森裕行議員、都築信行議員、宮岡陽子議員及び小泉敦議員に係る広報誌等及び領収書の写しの提出があり、その内容は次の表のとおりであった。

なお、岡野朱里子議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

議員名	広報物	作成部数 (部)	作成費用 (円)	政務活動費 充当額(円)	配布方法	配布先
植條敬介	県政報告	25,000	405,680	405,680	郵送	坂出市内
氏家孝志	香川県議会氏家孝志	—	42,944	42,944	ホームページ管理料	
	県政報告令和6年1月号	1,472	121,072	121,072	郵送	琴平町、まんのう町内
岡野朱里子	香川県議会議員岡野しゅりこ	—	264,000	264,000	ホームページ管理料	
		—	330,000	330,000	スマートフォンサイト制作料	
尾崎道広	県政報告	26,000	392,700	392,700	郵送	坂出市内
川池秀文	議会報告No5-1	12,000	472,718	455,209	郵送	丸亀市内
	議会報告No5-2	16,000	624,800	601,659		
五所野尾恭一	議会報告No23-8	8,000	371,800	334,620	ポスティング	まんのう町、琴平町内
	議会報告No23-11	8,000	371,800	371,800		
	議会報告No24-1	8,000	371,800	334,620		
	香川県議会議員五所野尾恭一	—	176,000	158,400	議会活動報告ホームページ更新	
		—	198,000	178,200		

		—	176,000	158,400		
里石明敏	議会報告令和5年冬	30,000	447,700	447,700	郵送	高松市内
	議会報告令和6年春	30,000	772,310	772,310		
白川和幸	県政だより第10号	3,500	275,000	275,000	郵送	三豊市内
城本宏	県議会通信vol.2	10,000	297,000	297,000	郵送	観音寺市内
十河直	議会だよりNo23-8	10,000	405,900	405,900	郵送 ポスティング	さぬき市内
	議会だよりNo23-11	21,000	522,500	522,500		
	議会だよりNo24-1	21,000	476,300	476,300		
友枝俊陽	県政報告令和6年春号	10,000	148,500	148,500	ポスティング	観音寺市内
	県政報告春号別紙	10,000	100,650	100,650		
新田耕造	県議会報告2023年5月号	9,416	356,070	356,070	郵送	多度津町内
	県議会報告2023年8月号	9,416	347,930	347,930		
	県議会報告2023年12月号	9,416	347,930	347,930		
花崎光弘	自由民主党香川県議会議員花崎みつひろ	—	154,500	128,750	ホームページサーバ利用料、更新手数料	
松岡里佳	県政通信「ともに」Vol.12	10,000	68,040	68,040	郵送	綾川町内
	県政通信「ともに」Vol.13	10,000	68,140	68,140		
宮本欣貞	県政通信No.23-11	1,000	338,745	338,745	ポスティング	高松市内
	県政通信No.24-1	1,000	338,745	338,745		
	県政通信No.24-3	1,000	338,745	338,745		
山根千佳	県政報告Vol.1	15,466	1,622,464	1,622,464	郵送	善通寺市内
鎌田守恭	県政通信2023年冬号	12,000	209,000	209,000	郵送	高松市内
	県政通信2024年春号	12,000	218,240	218,240		
			—	384,340	384,340	デザイン制作費及び封入作業
山田正芳	県政報告2024	10,000	105,600	105,600	郵送	丸亀市内
鏡原慎一郎	県議会レポートVol.10	15,000	622,777	622,777	郵送	東かがわ市内
	県議会レポートVol.11	14,000	631,378	631,378		
金藤友香理	香川県議会議員かねとうチャンネル	—	165,000	110,000	ユーチューブ動画作成委託費	
	(令和5年10月から令和6年3月)	—	220,000	146,666		

		—	220, 000	146, 666		
		—	183, 700	122, 466		
		—	183, 700	122, 466		
		—	183, 700	122, 466		
	議会報告第 1 号	18, 000	191, 000	191, 000	ポスティング	高松市内
	議会報告第 2 号	15, 000	196, 495	196, 495		
五味伸亮	県政レポートVol. 1	15, 000	135, 530	135, 530	ポスティング	観音寺市内
		—	60, 000	60, 000	議事録要約委託料	
三木由美子	議会報告第 1 号	12, 000	129, 800	129, 800	タウンプラス	さぬき市内
	議会報告第 2 号	12, 000	129, 800	129, 800		
	議会報告制作代金	—	66, 000	66, 000		
	ボネクタ利用料 （令和 6 年 1 月から令和 6 年 3 月）	—	11, 682	11, 682	—	
		—	11, 682	11, 682		
		—	11, 682	11, 682		
山本悟史	県政レポート 2023 夏号	53, 900	363, 220	363, 220	ポスティング	高松市内
	県政レポート 2024 春号	82, 500	460, 103	460, 103		
富野和憲	県政レポートとみの通信第 1 号	10, 000	77, 000	77, 000	郵送	高松市内
	県政レポートとみの通信第 2 号	12, 200	118, 800	118, 800		
	県政レポートとみの通信第 3 号	12, 200	109, 802	109, 802		
米田晴彦	HOT県通信第22号	30, 000	327, 536	327, 536	郵送	丸亀市内
森裕行	県政報告	25, 000	577, 500	577, 500	新聞折込	三豊市内
都築信行	つづき信行香川県議会議員	—	66, 000	66, 000	ホームページ改定	
	県政だより	14, 250	297, 000	297, 000	直接、郵送	高松市内
	県政だより	15, 000	451, 000	451, 000		
宮岡陽子	県政報告第 1 号	33, 000	628, 870	628, 870	郵送	坂出市内
小泉敦	香川県議会議員小泉あつし	—	500, 000	500, 000	公式ホームページ制作費	
	報 2023 第一号	13, 000	250, 000	250, 000	ポスティング	小豆郡内
	報 2023 第二号	13, 000	250, 000	250, 000		
	報 2024 第三号	13, 000	250, 000	250, 000		
	報 2024 第四号	13, 000	250, 000	250, 000		

ア 友枝俊陽議員の広聴広報費

友枝議員が年度末に2つの印刷業者に支出した経費について、2種類の印刷物の写し及び

領収書の写しの提出があり、議員から、「印刷物は、「県政報告令和6年春号」及び「県政報告春号別紙」の広報紙作成費用であり、時期や内容の異なる2種類のチラシを作成したため、それぞれを別の印刷業者に発注した。」と説明があった。

イ 五味伸亮議員の広聴広報費

五味議員が2月及び3月にチラシ作成委託料を支出した経費について、議員から、「当該経費は、県政レポートの原稿作成（県議会経済委員会議事録の要約）の委託料2回分である」と説明があった。

(7) 議員5名の事務所費

ア 谷久浩一議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成25年3月18日、賃料を月額65,000円とするものであった。

議員から、「土庄町にも自己の会社の中に事務所があり、政務活動費に家賃を計上している当該事務所（所在高松市）は、専ら政務活動を行うためのものであるため、事務所に係る経費は按分せず、政務活動費として計上している。」と説明があった。

イ 宮本欣貞議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成27年4月1日、賃料を月額100,000円とするものであり、使用目的については、政務活動を行うために賃借したものであった。

議員から、「当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務だけに使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。」と説明があった。

ウ 小泉敦議員の事務所費

小泉議員は事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当しているが、議員から、「当該事務所は政務活動を行うために賃借したもので、実態として政務活動用務だけに使用していることから全額を計上している。」と説明があり、事務所の賃貸借契約においても使用目的として政務活動事務所として使用すると明記されていることを確認した。

政務活動費マニュアルによると、政務活動費を充当する年度の考え方について、領収書等に記載された支払日（口座振替、クレジットカード払いの場合は、口座引落日）の属する年度の政務活動費を充当することとされている。

また、建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出があり、議員から、「2024年3月31日支払の事務所賃借料について令和5年度の政務活動費を充当している。」と説明があった。

エ 天雲千恵美議員の事務所費（電気代）

領収書の写しの提出があり、議員から、「事務所兼住宅として日常的に使用し、議員活動に必要な実務を行う場として活用している。地域住民からの要望や相談等に対応するとともに、議会出席や出張等で議員本人が不在の際にも、迅速かつ適切な対応が可能となる体制を整えている。電気代の負担割合の実績の把握が困難なため、政務活動費での負担割合を2分の1としている。」と説明があった。

オ 松岡里佳議員の事務所費（電気代）

領収書の写しの提出があり、議員から、「政務活動を事務所兼自宅で行っている。電力量計を分けておらず電気代の負担割合の実績の把握が困難なため、政務活動費の負担割合を2分の1としていたが、今回改めて政務活動費以外の活動も一部同事務所で行っていたことが確認できたことから、その部分の負担割合をさらに2分の1に修正する。」と説明があり、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出されている。

(8) 議員2名の事務費（携帯電話利用料金）

ア 天雲千恵美議員の事務費（携帯電話利用料金）

固定電話以外にも2台の携帯料金を政務活動費で支出する理由について、議員から、「1台の携帯電話は、事務所を管理するスタッフが使用しているものであり、事務所に常駐して政務活動を支える体制の中で事務所対応、外出先での即時対応、緊急連絡の受発信等を行っている。事務所は一人体制であるため、席を外している時間帯にも対応できるよう携帯電話の使用は業務遂行上必要不可欠である。また、別の1台の携帯電話は、自身が使用しており、議会活動、地域住民対応、行政機関との連絡など、日常的な政務活動に広く使用している。」と説明があった。

イ 宮岡陽子議員の事務費（携帯電話利用料金）

2台の携帯料金を政務活動費で支出する理由について、議員から、「政務活動補助者として連絡を取り合う必要があったり、自身の代わりに日程などの調整や要望を受け付けたりしており、個人の携帯電話を使用させていることから按分の上、携帯料金を充当している。また、別の1台の使用者は自身である。」と説明があった。

(9) 松原哲也議員の事務費（名刺代）

現物及び領収書の写しの提出があった。議員から、「主として政務活動時に使用しているが、使用実績の証明が困難であることから、誤解を招かないよう按分比率2分の1で充当している。」と説明があった。

(10) 三木由美子議員の事務費（携帯電話購入費）

領収書の写しの提出があった。議員から、「政務活動を行うに当たり通信手段の一つとして携帯電話は必需品であり、調査研究等を行う際に写真や動画を撮る機会も多いことから、按分して充当したものである。」と説明があった。

(11) 議員2名の資料購入費（書籍購入費）

ア 三木由美子議員の資料購入費（書籍購入費）

領収書の写しの提出があった。なお、当該資料購入費（書籍購入費）については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

イ 森裕行議員の資料購入費（書籍購入費）

領収書の写しの提出及び書籍購入が政務活動のためのものであることの説明が次の表のとおりであった。

なお、当該資料購入費（書籍購入費）の一部については、監査期間中、収支報告等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

番号	議員名	書籍名	政務活動のためのものであることの説明
1	森 裕行	季刊考古学	考古学より日本の歴史へのアプローチを目的とする学術専門誌であり、毎回、特集を組み、テーマごとに発掘され

			た遺構、遺物の面から歴史を再構築あるいは文献史学を補強し、文化の様相、歴史的意義を明らかにしている。短文の論考が多く、理解しやすいように編集されている。考古学と史学の両面より理解していける。県の文化財保護や学校での歴史教育などの分野における政策立案の参考になっている。
2	森 裕行	考古学ジャーナル	考古学ジャーナルは月刊誌であり、考古学情報が論文形式で複数人分掲載されている。考古学情報は近年調査事例が数多く報告されており、歴史事象は日進月歩の状態にあるといえる。 議員活動の一環として文化財についての一般への普及が一つの公約でもあり、常に最新の情報を取り込んでいく必要性が高く、当該情報誌を購入して対応している。県の文化財保護や学校での歴史教育などの分野における政策立案の参考になっている。

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額及び交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じて政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにした政務活動費マニュアルを作成し、その後、平成29年2月に一部改正している。この政務活動費マニュアルは、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではなく、当該マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でもとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費について、その使途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように、政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

その一方で、平成25年度分の政務活動費に関する住民訴訟の判決（高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決）において、政務活動費から各種団体会費や会合参加費を支出していたことが違法と判断され、議員に対して総額約973万円の返還が命じられた。

また、平成30年7月から令和2年3月までの間、議員が自らの選挙区内において、祭りや地域イベントなどの会合等に参加する際、参加費を政務活動費から支出していたことが、公職選挙法違反に当たるとして告発があった件について、令和4年10月、高松地方検察庁は嫌疑不十分として不起訴処分とし、さらに令和5年1月、高松検察審査会は、起訴議決をするには至らないとの議決を出した。

このような中、県議会では政務活動費マニュアルの見直し方針を打ち出し、令和4年2月に「政務活動費に関する特別委員会」を設置し、見直しに向けた取組を進め、令和5年度分の政務活動費から適用する新たなマニュアルを令和4年12月に策定した。新たなマニュアルでは、経費毎の使途基準において、「具体的な経費の例示」及び「充当が不適切な経費の例示」として、政務活動費で支出できるもの又はできないものが明示されたほか、視察調査や要請陳情等のための県外出張については県外調査等報告書の提出を、会派共同調査費については会派の当該年度の収支報告書及び議員別負担額一覧の提出を求めた上で閲覧対象とした。さらに、各議員の収支報告書、領収書等の閲覧に供している書類について、県議会ホームページで公表することとし、現在、これに基づいた運用がなされているところである。

このように、政務活動費に関しては、様々な動きがあることは承知しているが、監査委員としては、政務活動費の個々の具体的な支出が政務活動費交付条例で定める経費に該当するか否かについて、議員が支出の際に根拠とした同条例、政務活動費マニュアル、政務活動費に関する判例等に照らし合わせて、総合的に判断することとなる。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性及び自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられている。一方で、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

（２） 個々の監査対象についての判断

ア 議員13名の自動車リース料

（ア） 政務活動費を自動車リース料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が定められている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な経費の例示として、「自動車リース料（1台分に限り、年間60万円を上限に充当できる）」を掲げるとともに、自動車リース料を含む事務費について、政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は、負担割合を2分の1以内とするとしている。

したがって、自動車リース料に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切

な支出であるとはいえない。

(イ) 自動車リース料の支出の適否

請求人は、自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後又は途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところであると主張している。

確かに、政務活動費マニュアルによると、自動車リース料については、「リース期間終了後又は途中で、有償、無償に関わらず、所有権移転しないことが、自動車リース契約書（契約約款等を含む）に明記されている場合に限る。ただし、リース会社側の事情により契約書（契約約款等を含む）に明記できない場合は、所有権移転を行わない旨をリース会社に申し出た書類が必要。なお、この自動車リース契約に関する取扱いは、令和5年度以降に契約するリース契約から適用することとし、令和4年度以前に契約したリース契約の取り扱いについては、なお従前の例による。」とされている。

この点について、監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている13名に係る自動車リース料に関して、契約書、契約約款等の写しの提出及び自動車の所有権を移転しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、令和5年度中にリース期間満了等によりリース車を変更した議員が4名いたため、計17台のリース車について確認したところ、所有権移転しないことが契約書等に明記されていた議員が10名（12台）、解約証書に返還する旨が明記されていた議員が1名（1台）、所有権移転を行わない旨のリース会社あての申出書を提出していた議員が2名（2台）及び従前の例（改正前の政務活動費マニュアル）の適用により所有権移転を行わない旨の議長あての申出書を提出していた議員が2名（2台）であった。

したがって、リース料の支出対象となっている自動車は、所有権移転しないものであり、政務活動費マニュアルに違反していないと考えられることから、議員13名の自動車リース料の支出は違法又は不当な支出であるとはいえない。

イ 会派共同政務活動費

(ア) 政務活動費を会派共同政務活動費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められ、また、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、共同で実施するものを含むことが明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費の具体的な経費の例示として、会派共同調査費を掲げ、政務活動費の充当を認めている。

(イ) 会派共同政務活動費の支出に係る報告の要否

請求人は、会派共同政務活動費については、領収書も添付されず、視察や陳情・要請活動の報告もないため、ブラックボックス状態であると主張しているが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、

政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはない。

また、政務活動費マニュアルにおいて、会派共同調査費を支出している議員は、当該議員の収支報告書に添えて、会派の当該年度の収支報告書及び議員別負担額一覧を提出することとされており、これを受けて、令和5年度の自由民主党香川県政会及び自由民主党議員会の会派共同政務活動費に係る収支報告書及び議員別負担額一覧が議長に提出されている。なお、各会派の収支報告書には、支出の内訳として会派共同政務活動費の使途及び金額が記載されているが、政務活動費マニュアルにおいて、会派が支出した経費の領収書等の添付までは求めている。

このことについて、高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決を参考にすれば、政務活動費の使途の透明性をも目的とする地方自治法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいえない面もあるものの、使途基準に合致しないとまではいえない。

（ウ） 会派共同政務活動費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である。」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求において、請求人は、会派への政務活動費の支出については、会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張しているが、支出の違法性又は不当性について確たる証拠を示したものとはいえない。

さらに、高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決を参考にすれば、調査研究費のうちの会費の具体例として、会派共同調査費を挙げているのも、会派が、議員ら自らが会費を出捐した上で議会活動の基礎となる調査研究を行う目的の団体として組織され、各議員ら自身がその活動を行うものとして運営しているのが通常であることによると考えられ、そうすると、会派の活動目的及び内容は、県政に資する議員の調査研究活動に沿うものであると強く推認されるものである。したがって、原告において、当該会派の活動目的や活動内容がおおよそ県政との間で関連性を有するものではない等の特段の事情を具体的に立証しない限り、議員の会派に対する会費の支払に政務活動費を充当することが本件使途基準に反して違法であるとは認められないと判示されている。

これらを総合的に判断すると、会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例及び政務活動費マニュアルで定める手続を経ているものであって、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを明示しておらず、既に述べたとおり政務活動費の使途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえない。

したがって、会派共同政務活動費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 議員3名の交通費及び宿泊費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う交通費及び宿泊費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められ、また、研修費として「(2)団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が定められており、さらに、要請陳情費として「議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費」が定められている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費に係る具体的な経費の例示として、「視察調査（県内、県外、海外）のための交通費（公共交通料金、高速道路等利用料、駐車料金、タクシー料金、レンタカー料金）、宿泊費」を掲げているほか、研修費に係る具体的な経費の例示として「他団体等が開催する研修会、講演会、シンポジウム、セミナー、講座等に参加するための交通費、宿泊費」等を、要請陳情費に係る具体的な経費の例示として「県政の課題解決、予算獲得のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動の交通費、宿泊費」を掲げている。

したがって、視察や研修、要請・陳情活動に要した交通費及び宿泊費について、調査研究費や研修費、要請陳情費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 交通費及び宿泊費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員3名に係る視察調査等についての目的や具体的内容等について、資料の提出及び説明を求め、調査を行った。

a 松原哲也議員の視察調査や要請陳情活動に要した交通費及び宿泊費

前述2の(3)の表に掲げる番号6から番号14までについては、県の交流推進、防災対策、地域活性化、観光振興、市街地再開発等の調査研究に関係するものであり、このうち、番号8、番号12及び番号14については、県政の課題解決や予算獲得のための国会議員等に対する要請陳情活動を併せて行ったものである。

また、番号15の台湾出張については、自由民主党香川県政会の政務活動として、本県と交流協定を締結している桃園市政府を始め、観光団体や航空会社等を訪問し、経済連携や交流推進等について意見交換を行ったものであり、県の国際交流等に資するものである。なお、当該議員から、調査研究費の整理番号11の領収書は、本件出張に係る往復の航空運賃であり、会派で航空券を手配する際に当該議員の参加が未定であったことから、後日当該議員個人で手配したが、往路は他の議員と同じ便が予約できたため、会派の共同政務活動費から充当した。しかし、復路は満席で同じ便が予約できなかったため、当該議員個人の調査研究費として政務活動費を充当したとの説明があった。

請求人は、政務活動費マニュアルにおいて、県外調査等報告書に記載すべき視察調査

の面談者及び要請陳情の相手方の職・氏名が全く記載されていないと主張している。確かに、当該議員の県外調査等報告書においては、訪問先の記載はあるものの、視察調査の面談者や要請陳情の相手方の職・氏名までは記載されていないものが散見されたことから、調査を行ったところ、相手方は地元選出国會議員（秘書を含む。）等であることを確認した。政務活動費マニュアルに沿った記載がされていないが、そのことをもって違法又は不当な支出であるとまではいえない。

また、請求人は、訪問先の数や場所に比して長い日程を取っている、他の自民党議員と比べても異常に多い東京方面出張の支出は政党活動そのものであるか、政党活動の割合が高い支出、又は私的活動である可能性が高く不適正であると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

したがって、当該議員の視察調査や要請陳情活動に要した交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

b 岡野朱里子議員の視察調査や研修会参加、要請陳情活動に要した交通費及び宿泊費

前述2の(3)表に掲げる番号1及び番号4については県政の課題解決や予算獲得のための中央省庁に対する要請陳情活動に、番号2については他団体が開催する児童福祉等に関する研修会への参加に、番号3については県の教育や産学連携の調査研究に関するものであった。

なお、当該議員から、番号1の東京出張の往路に徳島空港を利用したことについては、航空機の出発時間等の利便性によるものであり、高松空港利用の普通席の標準的な価格より安価に購入できたことから全額政務活動費を充当したほか、番号3の東京出張の復路に高知空港を利用したことについては、高知県で別の政務活動の予定があり東京から直接移動する方が効率的であったためであり、高松空港利用の普通席の標準的な価格により政務活動費を充当し、それを超える金額は自己負担としたとの説明があった。

政務活動費マニュアルにおいて、交通費については、原則として、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費で計算することとしており、航空運賃の上限額は定められておらず、予約時期や搭乗時期、予約変更の可否等で割引率は大きく変動することから、普通席の標準的な価格により政務活動費を充当したことは、不適切な支出であるとまではいえない。

請求人は、当該議員の航空券代が他の議員よりも高額であり、航空会社のマイレージを多く貯めるためではないかと疑われると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

したがって、当該議員の視察調査や要請陳情活動に要した交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 天雲千恵美議員の視察調査や要請陳情活動に要した交通費及び宿泊費

前述2の(3)の表に掲げる番号5のフランス出張については、パリで開催される国際文化交流フェスティバルを通じて香川県の魅力を発信するとともに、JETRO Parisや在フランス日本国大使館等を訪問し、情報交換することにより、インバウンド促進や経済連携の可能性を探ることを目的としており、議員が行う地方行政等に関する調査研究及び要請陳情活動に該当するものである。

請求人は、当該議員の当該出張は、政務活動費を支出するだけの費用対効果があるとは思えないと主張しているが、当該議員からは、本件出張では、リモート会議で得られない生の声や現場の感覚、人的つながりが得られたほか、香川県の自然や文化・芸術、食といった魅力を世界にどう発信していくのかを考える一歩として、大変意義のある機会となったとの説明があった。当該出張による費用対効果が具体的かつ明確に示されているとまではいえないが、政務活動費を支出するだけの費用対効果がないとまではいえない。

また、請求人は、民間団体の副会長としての活動が基本であるから、政務活動費マニュアルにおいて充当不可とされている私的経費に該当し、不適正な支出であると主張しているが、このことについて、当該議員からは、展示会に参加したことやJETRO Paris等への訪問は、県議会議員としての活動であって、当該民間団体が会長を中心にフェスティバルの会場設営から展示運営、撤去まで計10日間の行程で活動したのに対し、当該議員の現地宿泊は2日間のみで、往復の航空運賃及び前泊の東京での宿泊費のみ政務活動費を充当したものであるとの説明があった。確かに、当該議員が当該民間団体の副会長を務めていることは事実であるが、当該議員は、県議会議員として活動したと主張し、請求人において、そのことを否定する明確な根拠を示しているとはいえないことから、政務活動費マニュアルにおいて充当不可とされている私的経費への支出であるとまではいえない。

また、請求人は、香川県議会の「議員の海外派遣取扱要領」の手続を踏んでいないため支出が適正でないと主張しているが、当該要領は、地方自治法第100条第13項及び香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）第125条の規定に基づく議員の海外派遣についての取扱いを定めたものであって、政務活動費を充当する海外への視察調査等に対して適用されるものではない。

したがって、当該議員の視察調査や要請陳情活動に要した交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

エ 議員14名の燃料費

（ア） 政務活動費を政務活動に伴う自家用車の燃料費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が定められている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な経費の例示として「自動車燃料費」を掲げている。

したがって、自家用車を使用した際の燃料費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ） 燃料費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、燃料費への政務活動費の充当方法として、年間を通じて購入金額で積算する場合と、走行距離で積算する場合を選択することになっており、後者の場合は、1キロメートル当たり37円を燃料費に充当することができるが、政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離の記載が必要と明記され、参考様式が示されている。

本件住民監査請求の対象とされている議員14名については、全員、走行距離で積算する

場合を選択の上、燃料費に政務活動費を充当しており、監査委員は、議長に対し、当該議員14名に係る自家用車燃料費について、政務活動費走行台帳の写しの提出を求め、記載内容の調査を行った。

その結果、当該議員全員から政務活動費走行台帳が提出され、マニュアルの記載例ほど詳細ではない記載をしている議員が散見されたものの、全ての走行台帳に使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張しているが、政務活動費交付条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致している。

したがって、議員14名の燃料費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

オ 議員22名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 政務活動費を政務活動補助職員の人件費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、人件費として「議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、人件費の具体的な経費の例示として、「政務活動補助職員（短期アルバイトを含む）の給与、手当、社会保険料、賃金等」を掲げている。

したがって、政務活動補助職員に対する給与等の人件費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

b 政務活動補助職員の人件費の支出の適否

(a) 人件費の支出先（被雇用者）

政務活動費マニュアルにおいて、政務活動補助職員の人件費への政務活動費の充当については、「議員と生計を一にする2親等以内の親族（配偶者を含む）の雇用費」や「政党活動、選挙活動、後援会活動のための職員の雇用費」は不可としている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員22名に係る政務活動補助職員の人件費について、黒塗りされていない領収書の写し及び雇用契約書の写しの提出並びに被雇用者が生計を一にする2親等以内の親族に該当しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、当該議員全員が政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者の名前が一致していることが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする2親等以内の親族は雇用していないことを確認している旨の説明があった。さらに、議員と被雇用者の住所が同一である事案が1件あったが、該当議員からは、同一の住居表示に複数の住宅が存在しており、被雇用者は親族ではない旨の説明があり、住居表示が同一である事実は住宅地図により確認された。

請求人は、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず適

法な支出と認められないと主張しているが、以上により、全議員とも、被雇用者は生計を一にする2親等以内の親族に該当するとは認められず、雇用契約も締結しており、政務活動費マニュアルの使途基準に沿ったものといえる。

(b) 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

13名の議員（氏家孝志議員、氏家寿士議員、尾崎道広議員、斉藤勝範議員、白川和幸議員、十河直議員、天雲千恵美議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、平木享議員、松原哲也議員、松本公継議員及び森裕行議員）の各1名分の人件費、山田正芳議員の3名分の人件費及び2名の議員（松岡里佳議員及び宮岡陽子議員）の各2名分の人件費のうち各1名分の人件費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。

請求人は、勤務実態を証明するものがなく不明であることから全額適法な支出と認められないと主張しているが、政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めている。

したがって、当該議員16名の人件費については、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(c) 政務活動費を全額充当している議員の支出

5名の議員（岡野朱里子議員、樫昭二議員、五所野尾恭一議員、米田晴彦議員及び宮本欣貞議員）の各1名分の人件費、小泉敦議員の3名分の人件費及び2名の議員（松岡里佳議員及び宮岡陽子議員）の各2名分の人件費のうち上記(b)で述べた各1名とは別の各1名分の人件費については、その全額に政務活動費を充当している。

政務活動費マニュアルによると、人件費について、「政務活動専従職員であることが確認できる場合は、全額充当することも可能であるが、慎重な取り扱いが必要」と明記されている。

このため、監査委員は、議長に対し、当該8名の議員について、人件費の全額に政務活動費を充当していることについての説明を求めたところ、樫昭二議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動の補助事務に限定しておらず、政務活動の補助事務以外の業務にも従事しているが、政務活動の補助事務に従事した時間を全て記録した上で、その実績に基づいて給与額を算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて政務活動に係る給与を支払っていることが確認できた。

また、6名の議員（岡野朱里子議員、五所野尾恭一議員、米田晴彦議員、宮本欣貞議員、松岡里佳議員及び宮岡陽子議員）の各1名分の人件費及び小泉敦議員の3名分の人件費のうち1名分の人件費については、提出された雇用契約書の写しを確認したところ、業務内容として政務活動の補助事務である旨が記載されていた。さらに、議会事務局から、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認しているとの説明があった。

さらに、小泉敦議員の3名分の人件費のうち上記で述べた1名とは別の2名分の人件費については、雇用契約書において、業務内容が政務活動の補助事務に限定した記載とはなっていないが、同議員から、当該2名の就業場所は政務活動のみを行う事務

所であり、政務活動以外の事務には携わっていないとの説明があり、監査委員は、雇用契約書における就業場所と政務活動事務所の賃貸借契約書における物件所在地が一致していることを確認したほか、議会事務局から、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認しているとの説明があった。

また、請求人は、宮岡陽子議員の人件費について、毎月の支出の他に、5月3日から同月5日まで及び同月7日の支出の内容が不明で不当な支出であると主張しているが、このことについて、当該議員から、「日本維新の会」新人研修において、安全確保のため、当面の地域回りの際には女性1人で行動しないことを教わったことから、補助者と2名で活動したが、地域の治安が良く、安全と判断し、補助者と2名での活動は当初の4日間のみであったためであるとの説明があり、当該雇用契約書の写しも提出されている。

さらに、請求人は、小泉敦議員の人件費について、毎月の支出の他に10月以降の支出が極めて不自然であると主張しているが、このことについて、当該議員から、8月までは、配偶者が事務所で住民の相談対応等を行っていたが、子育てや会社運営等の負担が増大したことから、9月に新たに事務員を雇用したためであるとの説明があり、当該雇用契約書の写しも提出されている。

これらの説明は、政務活動の実績を証明するものとして必ずしも十分とはいえないものの、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かであることから、政務活動費の充当率の判断については、議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、明らかに使途基準に違反しているとまではいえない。

したがって、当該議員8名の人件費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

政務活動費交付条例第11条第3項では、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとされている。これを受け、政務活動費収支報告書添付の領収証写し等については、香川県議会情報公開条例に基づく非公開情報をマスキングの上、閲覧に供している。

請求人は、人件費の支払先が非公開とされることにより、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされている違法なケースが少なからずあることが推認されると主張し、人件費の支払先の黒塗りの廃止を議会に求めるよう監査委員に求めているが、情報公開の範囲と、個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、住民監査請求において監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員29名の広聴広報費

(ア) 政務活動費を広聴広報費に充当することの可否

- a 政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、広聴広報費の具体的な経費の例示として、広報誌や県政報告等の印刷費、作成委託費、配布経費のほか、ホームページの作成委託費、運営経費等を掲げ、政務活動費の充当を認めている。

- b 名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決その他の判決を参考にとすると、議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々、政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るという機能を有する面もあることは否定し難い。

しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。

したがって、専ら選挙活動や政党活動、後援会活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

(イ) 各議員の広聴広報費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、広報の対象事項としている「県政に関する政策等」には議員の政策・理念、国政の課題などを含むとしている。また、政務活動費の充当について、県政報告など政務活動の内容と後援会活動や政党活動など政務活動以外の活動の内容が含まれている場合、紙面の割合により按分して充当するが、政務活動の内容としての広報の実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内としている。なお、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は按分せずに充当できるとしている。

監査委員は、議長に対し、議員29名に係る広聴広報費で支出している広報誌、県政レポート、ホームページ及び動画の提出を求め、その内容を確認したところ、これら広報誌等には、議員が政務活動以外の活動の内容が含まれると判断し紙面等の割合で按分することにより政務活動費を充当していない部分を除き、各議員の政治理念や県政に関する活動報告、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。

請求人は、広報誌等の作成・配布の詳細等を記載していない議員が多いのも問題であると主張している。確かに、政務活動費マニュアルによると、広報誌等の作成経費については、広報誌等の名称、発行年月日、作成部数等を領収書又は領収書等添付票に記載することとされており、このことについて、支出証拠書類を確認したところ、発行年月日等の記載がされていない議員も散見されたが、そのことをもって違法又は不当な支出であるとまではいえない。

また、請求人は、友枝俊陽議員が年度末に二つの印刷業者に支出した経費が不自然で不当な支出であると主張しているが、このことについて、当該議員から、内容の異なる２種類の印刷物を作成したためであるとの説明があり、監査委員は当該２種類の県政報告に関する印刷物を確認した。

さらに、請求人は、五味伸亮議員が２月及び３月にチラシ資料作成委託料を支出した件について、内容の説明がなく、年度末の駆け込み支出の可能性が高いと主張しているが、このことについて、当該議員から、当該経費は、県政レポートの原稿作成（県議会経済委員会議事録の要約）の委託料２回分であるとの説明があり、監査委員は当該県政レポートの内容を確認した。

したがって、議員２９名の広聴広報費について、政務活動費を全額又は一部充当していることについては、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員５名の事務所費

（ア） 政務活動費を事務所費に充当することの可否

政務活動費交付条例第２条第２項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務所費の具体的な経費の例示として、「賃借料」や「光熱水費（住居を兼ねた事務所の上下水道料金を除く）」等を掲げている。

したがって、事務所の賃借料や光熱水費（住居を兼ねた事務所の上下水道料金を除く）等について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ） 事務所費の支出の適否

政務活動費マニュアルによると、政務活動費の対象となる事務所は、「①外形上の形態があること（看板・表示等）」、「②事務所としての機能があること（事務・収納スペース、事務機器等）」及び「③連絡機能が整っていること」が要件とされている。ただし、「議員本人又は議員と生計を一にする２親等以内の親族（配偶者を含む）所有の不動産の賃借料」については、政務活動費は支出できないとされており、議会事務局から、これらの点については、収支報告書等提出時に確認しているとの説明があった。

また、政務活動費マニュアルでは、「政務活動とそれ以外の活動で使用されている事務所の経費は、政務活動での使用面積等の実績により按分して充当するが、事務所を政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を２分の１以内とする」とされている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員３名（谷久浩一議員、宮本欣貞議員及び小泉敦議員）に係る事務所費について、賃貸借契約書の写しの提出及び事務所費の全額に政務活動費を充当していることについての説明を求め、調査を行った。

また、議員２名（天雲千恵美議員及び松岡里佳議員）に係る事務所費（電気代）について、事務所の使用実態や政務活動のために使用されたものであることの説明を求め、調査を行った。

ａ 谷久浩一議員の事務所費

谷久浩一議員は、事務所の賃借料及び電気・水道・ガス料金の全額に政務活動費を充

当しているが、このことについて、当該議員から、当該事務所は専ら政務活動を行うためのものであり、それ以外の活動は地元である土庄町の事務所で行っているため按分していないとの説明があった。

当該議員は、小豆郡を選挙区としているが、政務活動に使用する事務所は高松市に所在し、選挙区から離れた当該事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいと、専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性を有しているといえる。

したがって、当該議員が事務所の賃借料及び電気・水道・ガス料金の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

b 宮本欣貞議員の事務所費

宮本欣貞議員は、事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当しているが、このことについて、当該議員から当該事務所は政務活動を行うために賃借したもので、実態として政務活動用務だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があり、事務所の賃貸借契約書においても使用目的として政務活動に係る事務所として使用すると明記されていることを確認した。

また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという当該議員の説明は一定の合理性を有しているといえる。

したがって、当該議員が事務所の賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 小泉敦議員の事務所費

小泉敦議員は事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当しているが、このことについて、当該議員から当該事務所は政務活動を行うために賃借したもので、実態として政務活動用務だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があり、事務所の賃貸借契約書においても使用目的として政務活動事務所として使用すると明記されていることを確認した。

また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという同議員の説明は一定の合理性を有しているといえる。

さらに、請求人は、小泉敦議員が事務所費として、2023年5月から2024年3月までの11か月で12か月分の家賃を支出しており、1か月分は不当な支出であると主張しているが、このことについて、当該議員から、2024年3月31日支払分については、2024年4月分の家賃を契約上、前月末に支払ったものであるとの説明があった。政務活動費マニュアルによると、政務活動費を充当する年度の考え方として、「領収書等に記載された支払日（口座振替、クレジットカード払いの場合は、口座引落日）の属する年度の政務活動費を充当すること」とされていることから、2024年3月31日支払の事務所の賃借料について政務活動費を充当していることは、マニュアルの用途基準に沿ったものといえる。

したがって、当該議員が事務所の賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

d 天雲千恵美議員の事務所費（電気代）

天雲千恵美議員は事務所の電気代について2分の1に按分した上で政務活動費を充当しているが、このことについて、当該議員から、当該事務所は議員活動のための事務所として日常的に使用しており、常駐するスタッフを雇用して、議員本人が不在の際にも、地域住民からの要望や相談等に対応できるよう体制を整えているとの説明があった。また、当該事務所の建物は、住居兼用で、電力量計が共通であるため、電気代について、政務活動に使用した実績の把握が困難なことから、政務活動費マニュアルに基づき、2分の1に按分して政務活動費を充当したものであり、後援会事務所は別に設けているとの説明があった。

請求人は、自宅兼用であれば私的な利用が含まれているはずなので、2分の1の按分では不適切であると主張しているが、政務活動費マニュアルにおいて、政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は2分の1以内の充当が認められていることから、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

e 松岡里佳議員の事務所費（電気代）

松岡里佳議員は事務所の電気代について2分の1に按分した上で政務活動費を充当しているが、このことについて、当該議員から、当該事務所の建物は、住居兼用であり、電力量計を分けておらず、電気代の負担割合の実績の把握が困難なため、政務活動費マニュアルに基づき、負担割合を2分の1としていたが、政務活動以外の活動も一部当該事務所で行っていたことを確認したことから、政務活動費の負担割合を4分の1に修正するとの説明があった。

政務活動費マニュアルにおいて、政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は2分の1以内の充当が認められていることから、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 議員2名の事務費（携帯電話利用料金）

（ア） 政務活動費を携帯電話利用料金に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が定められている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な経費の例示として、「電話・FAX使用料、携帯電話料金、インターネット利用料、郵送料」を掲げている。

したがって、携帯電話利用料金について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ） 携帯電話利用料金の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員2名（天雲千恵美議員及び宮岡陽子議員）の携帯電話利用料金各2台について、政務活動のために使用されたものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、2名の議員ともに、2台のうち1台は、議員本人が議会活動、地域住民対応、行政機関との連絡などの日常的な政務活動に使用しているほか、別の1台は、政務活動補助者が事務所や外出先での連絡対応等に使用しており、事務所不在時にも対応できるよう携帯電話は必要不可欠である。なお、2台とも政務活動に使用した実績の把握が困難なため、2分の1に按分した上で充当しているとの説明があった。

政務活動費マニュアルによると、「事務費を政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は、負担割合を2分の1以内とする。」と明記されているほか、議員の雇用する職員の政務活動に要する経費について、「議員の雇用する職員は、議員の補助者として、議員の政務活動に要する経費の対象に含まれる。」とされている。

請求人は、2台分の携帯電話利用料金を計上するのは不当であるなどと主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しているものではない。

したがって、当該議員2名の携帯電話利用料金への政務活動費の充当は、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ケ 松原哲也議員の事務費（名刺代）

（ア） 政務活動費を名刺代に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な経費の例示として、「名刺代（政党名の記載がなく、議員個人名の場合に限る）」を掲げている。

したがって、名刺代に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ） 名刺代の支出の適否

福岡地裁平成19年（行ウ）第70号平成25年11月18日判決を参考にすれば、名刺は一般的な用途に使用されるものであり、特に政務活動に有益であるとの事情もないので、政務活動に限らず通常の議員活動にも使用されることが推認され、当該名刺の作成費用には目的外支出が混在しているとも考えられる。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている当該議員の名刺代について、名刺の現物の提出を求め、内容を確認した。

その結果、当該議員の名刺は、表面に「香川県議会議員 松原哲也」とあり、裏面には後援会事務所、自宅及び県議会事務局（会派控室）の連絡先住所が記載され、政党名の記載はなく、明らかに使途基準に違反している内容は認められなかった。

また、当該議員の名刺代に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動費マニュアルにおいても、事務費を政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は、負担割合を2分の1以内にとされていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、名刺印刷代の支出先は自らが経営する会社であり、印刷単価も他の議員に比べて高額であり、印刷枚数も極めて多いと主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

当該名刺代の支出については、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、購入先を制限する定めはない。

したがって、当該議員の名刺代については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

コ 三木由美子議員の事務費（携帯電話購入費）

（ア） 政務活動費を携帯電話購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が定められている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な経費の例示として、「パソコン、プリンター、デジカメ、電話機、FAX、机、いす等の事務機器等購入費（価格が1件10万円（パソコン、スマホは15万円）以内のものに限る）、修繕費」を掲げている。

したがって、15万円以内の携帯電話購入費に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ） 携帯電話購入費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、同議員が購入した携帯電話が政務活動のために使用されたものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、当該議員からは、政務活動を行うにあたり、通信手段の一つとして、携帯電話は必需品であり、調査研究等を行う際に写真や動画を撮る機会も多いことから、按分した上で充当したとの説明があった。政務活動費マニュアルによると、「事務費を政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は、負担割合を2分の1以内とする。」と明記されていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、誰もが通常所有し、議員活動以外でも日常的に使用するものであることを考えると政務活動の支出対象とは認められないと主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

したがって、当該議員の携帯電話購入費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

サ 森裕行議員の資料購入費（書籍購入費）

（ア） 政務活動費を資料購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、資料購入費として「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、資料購入費の具体的な経費の例示として、「書籍購入費（地図、電子書籍等を含む）」や「新聞、雑誌購読料（電子版を含む）」を掲げている。

したがって、書籍購入費に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ） 書籍購入費の支出の適否

政務活動費マニュアルでは、書籍等は、政務活動に密接に関連する分野のものであることが必要とされており、充当が不適切な経費の例示として、「小説、エッセイなど趣味、福利厚生目的の書籍購入費」や「大衆週刊誌、スポーツ新聞購入費」が挙げられている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている当該議員に係る書籍購入費について、政務活動のために使用されたものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(9)の表に掲げるとおり、いずれも考古学や文化財に関する書籍を購入したものであり、当該議員から、議員活動の一環として、文化財の普及が公約であり、

常に最新の情報を得るために購読しているとの説明があった。

請求人は、これらの書籍は、個人の趣味・興味による購入であり、政務活動に必要なものとは認められないと主張しているが、広範かつ多岐にわたる議員活動をする上で、どのような図書や資料を必要とするかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

本件書籍購入について判断すると、これらの書籍は、一概に議員の調査研究活動と無関係であるとまではいえず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範囲な裁量に鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとまでは認められず、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

第6 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性及び自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、現在の社会通念を踏まえながら、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費に対しては、全国的に住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途適正な運用と透明性の確保に努めることが求められており、多くの都道府県等議会では、政務活動費の支出について運用指針の改正などの見直しが行われている。

本県においては、政務活動費について、平成27年度から今回含め、これまで11回の住民監査請求があり、うち1件は住民訴訟に至った結果、議員に対して総額約973万円を返還させるよう判決が出された。

このような中、県議会においては、令和4年12月に政務活動費マニュアルを改正して令和5年度分の政務活動費から適用し、令和6年7月からホームページで公開していることは、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に資するものである。

しかしながら、今回の令和5年度の政務活動費に係る住民監査請求の監査においても、監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望するとともに、可能なものから迅速に対応されるよう期待するものである。

1 政務活動費マニュアルに沿った適切な運用

現在、各議員は、令和4年12月に策定した政務活動費マニュアルに基づき収支報告書等の作成及び提出を行っているが、参考様式として示されている「領収書等添付票」や「県外調査等報告書」等について、政務活動費マニュアルで定められている事項を記載していないものが散見された。必要事項について漏れなく記載するとともに、「政務活動費走行台帳」を含め、記載例を参考に、より分かりやすくかつ丁寧な記載に努められたい。

2 使途基準に適合した的確な審査

議長は、政務活動費の支出に当たり、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定める使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期すよう努められたい。特に、前述のとおり、監査中に修正届が提出されたり、不十分な記載が散見されたことから、改めて、政務活動費に関する研修を行うなど、経費毎の使途基準や提出書類等の周知徹底を図るとともに、議会事務局の体制強化を行い、各議員から提出される収支報告書等の受理後、速やかに的確な審査に努められたい。

3 透明性の確保

政務活動費の透明性の確保については、前述のとおり、政務活動費マニュアルの見直しによって一定の改善が図られたところであるが、ホームページで公開されている資料の一部において、文字等が読み取りづらいものが見受けられた。また、住民監査請求において違法又は不当とする理由が、依然として支出の目的や内容、支出先等が不明であるとされていることや、政務活動費マニュアルの見直しの経緯を踏まえ、その透明性の確保が図られるよう努められたい。

4 政務活動費マニュアルの更なる見直し

政務活動費マニュアルについては、政務活動費の使途の適正な運用及びより一層の透明性の確保に向け、全国的な動向についての情報収集や分析等に継続して取り組むとともに、地方自治法及び政務活動費交付条例の関係する規定を踏まえ、県民から疑念を抱かれることのないよう、更なる見直しに努められたい。